

# 総合保障制度「みち」



## ● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

## ● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

## ● 配当金で実質負担を軽減

1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP7～13に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。  
※グループ保険についてはP15・16を、積立年金についてはP95・96をご覧ください。

申込締切日 | 令和7年9月12日(金)

責任開始期  
(加入日) | 令和8年1月1日(木)

[契約者] 秋田県学校生活協同組合

# はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。

	商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方			P.17
			本人	配偶者	こども	
万ー の備え	グループ保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡、所定の高度障害を保障します。</li> <li>●不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乗せして保障します。</li> <li>●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)</li> <li>●組合員に万ー(死亡)があった場合のお子さまの教育費の準備ができるようになりました。</li> </ul>	ご加入いただける方についてはP31「加入資格」をご覧ください。			
基 本 制 度	リビングリスク総合補償制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。</li> <li>●日常生活における様々なリスクに対応します。</li> </ul>	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方) <sup>注●</sup> ※グループ保険への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方) <sup>注●</sup>	2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方 <sup>注★注●</sup>	P.35
万ー の備え	生活資金支援型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡、所定の高度障害を保障します。</li> <li>●退職後も保障を継続できます。</li> <li>●余命6ヶ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)</li> </ul>	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方 ※グループ保険への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方	(ご加入いただけません)	P.37
病 気 ・ ケ ガ への 備 え	基本型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気やケガによる入院を保障します。</li> <li>●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合)</li> </ul>	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月(役員は69歳6ヶ月)までの方(継続は69歳6ヶ月までの方) ※グループ保険への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は69歳6ヶ月までの方)	2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方 <sup>注☆</sup>	P.41
医 療 制 度	医療費支援型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。</li> </ul>	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月(役員は69歳6ヶ月)までの方(継続は79歳6ヶ月までの方) ※グループ保険への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方 <sup>注☆</sup>	P.43
重 い 病 気 への 備 え	重病克服型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。</li> <li>※特約の付加により保障内容が異なります。</li> <li>●余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)</li> </ul>	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超え65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方) ※グループ保険への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)	(ご加入いただけません)	P.47

注★☆●は5ページをご確認ください。

はじめに

掲載  
ページ

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(グループ保険)

グループ保険

リビングリスク総合補償制度

生活資金支援型

基本型

医療費支援型

重病克服型

短期療養型

長期療養型

医療サポートコース

ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報(積立年金)

積立年金

P.43

P.47

次ページに続く



就業不能  
への備え

医



長期休職  
への備え

療



重い病気  
への備え

制



三大疾病・  
介護等への  
備え

度



オ  
プ  
シ  
ヨ  
ン

シ



生活資金  
への備え

リ



リビングリスク総合補償制度  
への備え

度



基本型

シ



医療費支援型

シ



重病克服型

シ



短期療養型

シ



長期療養型

シ



医療サポートコース

シ



ご注意いただきたいこと

シ



契約概要・注意喚起情報(積立年金)

シ



積立年金

シ

はじめに

掲載  
ページ

注意喚起情報

P.57  
契約概要・注意喚起情報(グループ保険)

グループ保険

リビングリスク総合補償制度

P.61  
生活資金支援型

基本型

医療費支援型

重病克服型

P.65  
短期療養型

長期療養型

医療サポートコース

P.66  
ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報(積立年金)

積立年金

商品の名称	商品の特長
<b>短期療養型</b> <small>特定精神障害給付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。</li> <li>●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。</li> <li>●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合)</li> </ul>
<b>長期療養型</b> <small>精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。</li> <li>●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。</li> </ul>
<b>医療サポートコース</b> <small>代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】</small>	<p><b>生保部分</b> 代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】</p> <p><b>損保部分</b> 医療保険【損害保険】</p> <p>&lt;生保部分&gt;&lt;損保部分&gt; いずれかのみの加入はできません。必ずセットで加入ください。</p> <p>親介護保険金部分はP6をご確認ください。</p>

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超える69歳6ヶ月までの方  ※グループ保険への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

[年齢は令和8年1月1日現在の満年齢です。]

学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超える64歳6ヶ月までの方  ※グループ保険への加入が必要です。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
--	--------------	--------------

[年齢は令和8年1月1日現在の満年齢です。]

<生保部分> ●病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。 ●三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)  ※グループ保険への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)  (ご加入いただけません)
--	---	---

[年齢は令和8年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

<損保部分> ●三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾患の場合、上乗せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。	学校生協組合員で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)  ※医療サポートコース<生保部分>への加入が必要です。	満18歳以上65歳6ヶ月までの方(継続は79歳6ヶ月までの方)  ※医療サポートコース<生保部分>への加入が必要です。  (ご加入いただけません)
--	--	---

[年齢は令和8年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]



老後生活  
への備え

その他ご加入に  
あたっての  
注意事項

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方		
		本 人	配偶者	こども
積立年金	<p>拠出型企業年金保険【生命保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在職中の積立制度です。</li> <li>●積立てた資金を原資として、保険料払込完了後に年金を受け取ることができます。</li> </ul>	ご加入いただける方についてはP99をご覧ください。		

はじめに

掲載  
ページ

契約概要

注意喚起情報

P.97

契約概要・注意喚起情報(グループ保険)

グループ保険

リビングリスク総合補償制度

生活資金支援型

基本型

医療費支援型

重病克服型

短期療養型

長期療養型

医療サポートコース

ご注意いただきたいこと

契約概要・注意喚起情報(積立年金)

積立年金

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- 医療サポートコース<損保部分>のみのご加入はできません。医療サポートコース<生保部分>と同額にてご加入ください。
- 親介護保険金部分(医療サポートコース<損保部分>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人の医療サポートコース<損保部分>とセットで、配偶者の親は配偶者の医療サポートコース<損保部分>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

医療サポートコース<損保部分>

親介護保険金部分

本人・配偶者の親

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、25歳6ヶ月を超過85歳6ヶ月までの方

[年齢は令和8年1月1日現在の満年齢です。]



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。  
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。  
※積立年金は、P99をご覧ください。

P.10

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではリビングリスク総合補償制度・基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・医療サポートコース<損保部分>・重病克服型・生活資金支援型・長期療養型について記載しております。

グループ保険についてはP15・16を、積立年金についてはP95・96をご覧ください。

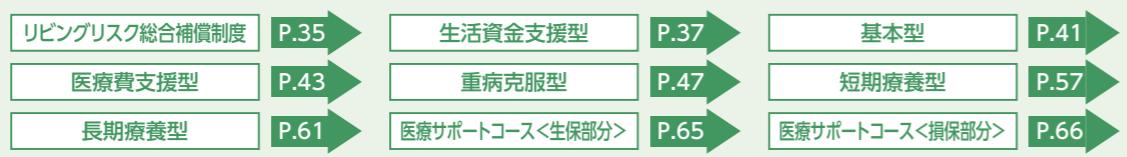
## 1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- 生活資金支援型については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。  
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

## 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

### 主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



\*引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

### 保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します(初回は1月分から。)

## 3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

基本型

短期療養型

基本型・短期療養型は、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

## 4 脱退による返れい金、満期返れい金

●この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、生活資金支援型については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

## 5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1  
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[基本型] [医療費支援型] [短期療養型] [医療サポートコース<生保部分>] [重病克服型] [生活資金支援型]

明治安田生命保険相互会社

[リビングリスク総合補償制度] [医療サポートコース<損保部分>] [長期療養型]

明治安田損害保険株式会社

# 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではリビングリスク総合補償制度・基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・医療サポートコース<損保部分>・重病克服型・生活資金支援型・長期療養型について記載しております。

グループ保険についてはP15・16を、積立年金についてはP95・96をご覧ください。

## 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、  
お支払いできなかつた代表的なケースをご紹介します。

### 高度障害保険金の事例

### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

### 入院給付金(保険金)の事例

### 責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

#### 責任開始期(加入日)



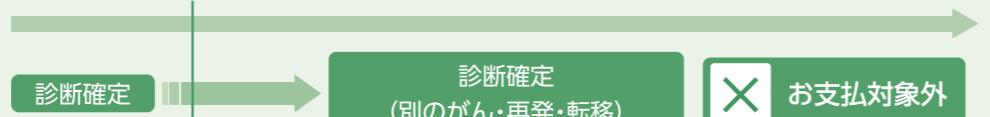
### 特定疾病保険金の事例

### 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

#### 責任開始期(加入日)



## 解除・免責

## 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど  
保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.72

## 補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。P.88

## 2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

### ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

**[基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・医療サポートコース<損保部分>・重病克服型・生活資金支援型・長期療養型]**

STEP1・2へお進みください。

**[リビングリスク総合補償制度]**

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

### STEP1 まずは「申込日(告知日)現在」の 就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 1 本人

##### 現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

#### 配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

##### 現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

注①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

## STEP つぎに、加入する商品ごとに

2 過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

### 本人・配偶者・子ども

生活資金支援型	重病克服型 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	基本型 医療費支援型 短期療養型 医療サポートコース<生保部分> 医療サポートコース<損保部分>	長期療養型
<b>過去12カ月以内の健康状態</b>			<b>過去3カ月以内の健康状態</b>
●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。			●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 <small>注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。</small>
<b>過去5年以内の健康状態</b>		<b>過去2年以内の健康状態</b>	
●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。		●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 <small>注①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。</small>	
<b>現在までの健康状態</b>			
●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。			

### 本人・配偶者の親

親介護保険金部分	
<b>現在までの健康状態</b>	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことではありません。
<b>過去5年以内の健康状態</b>	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。
<b>別表①</b>	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
<b>別表②</b>	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・重病克服型・生活資金支援型の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療サポートコース<生保部分>・重病克服型・生活資金支援型の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

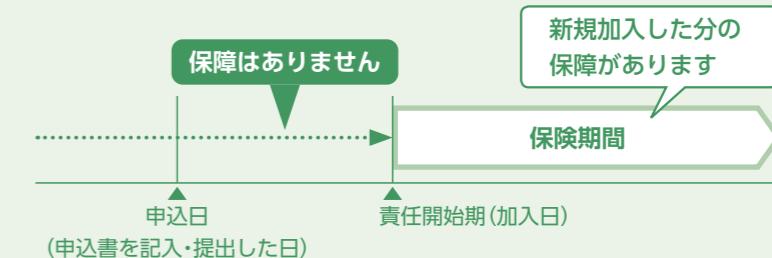
## 告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

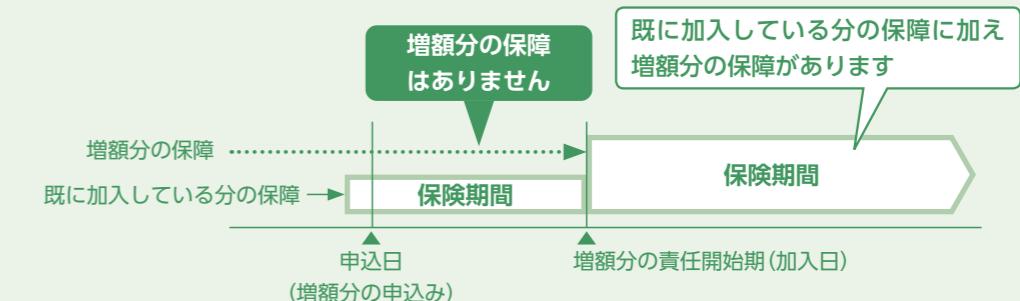
## 3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 新規加入したとき



### 既に加入している保障額を増やしたとき(増額したとき)



<基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・重病克服型・生活資金支援型の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。  
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

## 5 その他の注意事項

### お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

### ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
  - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
  - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。P.91

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。P.12 →

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険(年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険	P31	P31	P17	P31

### ③ 配当金

グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### ④ 脱退による返戻金

グループ保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

### ⑤ 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1-1

※ただし、グループ保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

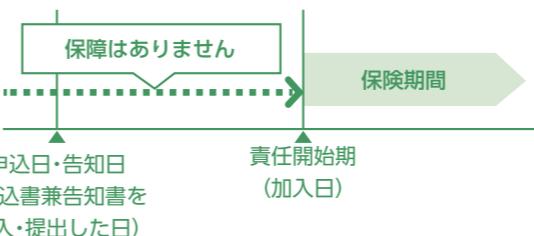
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③ 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

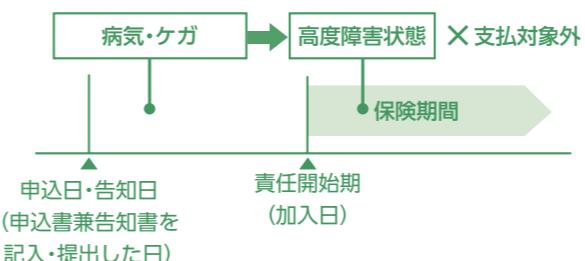


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険 P32

### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### ⑥ ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社

北海道・東北法人部 北東北法人営業部  
ご照会窓口 019-654-1093  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

#### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# グループ保険



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

グループ保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者  本人  配偶者  こども

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式にて受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

### 月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

申込コース	本 人														不慮の事故による上乗せの支払い	不慮の事故によるその他の支払い	
	一般の死亡・高度障害																
	月額給付				ボーナス給付(年2回)				年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額			ボーナス給付 年金受取総額 (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割 合表第1級)】 (万円)	
申込コース	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額		月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額			初年度	平均	最終年度				
U1	4,500	25	10.6	16.9	23.3	5,094	500	5	45.9	50.5	55.1	505	1,000	1,000	700～100	15,000	
W1	4,000	25	9.4	15.0	20.7	4,528	500	5	45.9	50.5	55.1	505	1,000	1,000	700～100	15,000	
D1	3,300	25	7.7	12.4	17.1	3,735	700	10	29.6	36.3	43.0	727	1,000	1,000	700～100	15,000	
E1	3,080	20	9.5	14.0	18.6	3,380	900	10	38.1	46.7	55.3	934	1,000	1,000	700～100	15,000	
G1	2,640	20	8.1	12.0	15.9	2,897	1,000	10	42.4	51.9	61.4	1,038	1,000	1,000	700～100	15,000	
J1	2,200	15	9.6	13.0	16.4	2,347	1,000	10	42.4	51.9	61.4	1,038	880	880	616～88	13,200	
L1	1,760	15	7.7	10.4	13.1	1,878	800	10	33.9	41.5	49.1	831	704	704	492～70	10,560	
M1	1,540	10	10.8	13.3	15.7	1,599	800	10	33.9	41.5	49.1	831	616	616	431～61	9,240	
N1	1,320	10	9.3	11.4	13.5	1,371	800	10	33.9	41.5	49.1	831	528	528	369～52	7,920	
Q1	880	5	13.4	14.8	16.1	889	500	5	45.9	50.5	55.1	505	352	352	246～35	5,280	
S1	440	5	6.7	7.4	8.0	444	250	5	22.9	25.2	27.5	252	176	176	123～17	2,640	

## 月額給付コース

申込コース	本人									
	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せの支払い		不慮の事故によるその他の支払い			
	年金原資 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額		月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	不慮の事故に よる死 亡 特定感染症に よる死 亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故によ る高 度障 害 【障 害給 付金 (給付割 合表 第1級) ～第6級】 (万円)	不慮の事故によ る身 体障 害 【障 害給 付金 (給付割 合表 第2級 ～第6級) 【入 院給 付金】 1日につ き (円)		
U	4,500	25	10.6	16.9	23.3	5,094	1,000	1,000	700～100	15,000
W	4,000	25	9.4	15.0	20.7	4,528	1,000	1,000	700～100	15,000
A	3,960	25	9.3	14.9	20.5	4,482	1,000	1,000	700～100	15,000
D	3,300	25	7.7	12.4	17.1	3,735	1,000	1,000	700～100	15,000
E	3,080	20	9.5	14.0	18.6	3,380	1,000	1,000	700～100	15,000
G	2,640	20	8.1	12.0	15.9	2,897	1,000	1,000	700～100	15,000
J	2,200	15	9.6	13.0	16.4	2,347	880	880	616～88	13,200
L	1,760	15	7.7	10.4	13.1	1,878	704	704	492～70	10,560
M	1,540	10	10.8	13.3	15.7	1,599	616	616	431～61	9,240
N	1,320	10	9.3	11.4	13.5	1,371	528	528	369～52	7,920
Q	880	5	13.4	14.8	16.1	889	352	352	246～35	5,280
S	440	5	6.7	7.4	8.0	444	176	176	123～17	2,640
T	220	-	-	-	-	-	88	88	61～8	1,320
X	100	-	-	-	-	-	40	40	28～4	600
Z	10	-	-	-	-	-	4	4	2.8～0.4	60

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・半年単位の契約応当日から、次のボーナス払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の掛金が払い込まれたときに限り、月払保険部分およびボーナス払保険部分の保険金をお支払いします。

※Zコースは遺児育英型加入者専用コースとなります。遺児育英型に加入されない場合はご加入いただけません。

※配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。

※半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

※配偶者・こども・災害保障特約・こども災害保障特約の掛け金は月払のみです。

※配偶者・こどもについて、主契約保険金額、災害関係特約保険金額それぞれについて、本人と同額以下としてください。

## 年金払特約について

1. 年金の種類と型
  - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。(定額型確定年金または、1%～7%の単利遞増型確定年金)
2. 配当金
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の賃増に充当します。
3. 年金受取人
  - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
4. 年金のお支払い
  - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
  - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
5. 年金払の対象となる保険金
  - 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金基金が50万円未満となるとき、また年金額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
  - 配偶者・こどもの保険金については年金の取扱いはできません。

申込金額(万円)	配偶者		不慮の事故によるその他の支払い	
	一般の死亡・高度障害 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	不慮の事故による死 亡 特定感染症による死 亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障 害 【障 害給 付金 (給付割 合表 第1級) ～第6級】 (万円)	不慮の事故による 身体障 害 【障 害給 付金 (給付割 合表 第2級 ～第6級) 【入 院給 付金】 1日につ き (円)
800	800	320	320	224～32 4,800
400	400	160	160	112～16 2,400
200	200	80	80	56～8 1,200
100	100	40	40	28～4 600

申込金額(万円)	こども		不慮の事故によるその他の支払い	
	一般の死亡・高度障害 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	不慮の事故による死 亡 特定感染症による死 亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障 害 【障 害給 付金 (給付割 合表 第1級) ～第6級】 (万円)	不慮の事故による 身体障 害 【障 害給 付金 (給付割 合表 第2級 ～第6級) 【入 院給 付金】 1日につ き (円)
400	400	160	160	112～16 2,400
300	300	120	120	84～12 1,800
200	200	80	80	56～8 1,200
100	100	40	40	28～4 600

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
  - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。

P.31

掛金

●掛金 (単位:円)

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
  - ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

## 月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

本人								
申込 コース	性別	掛金 (円)						
		年齢【保険年齢】 (生年月日)						
		18~35歳 (H2.7.2~H20.7.1)		36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)		41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)		46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払
U1	男性	5,875	2,850	7,045	3,630	8,980	4,920	12,175
	女性	4,345	1,830	6,190	3,060	7,225	3,750	9,565
W1	男性	5,400	2,850	6,440	3,630	8,160	4,920	11,000
	女性	4,040	1,830	5,680	3,060	6,600	3,750	8,680
D1	男性	4,735	3,990	5,593	5,082	7,012	6,888	9,355
	女性	3,613	2,562	4,966	4,284	5,725	5,250	7,441
E1	男性	4,526	5,130	5,327	6,534	6,651	8,856	8,838
	女性	3,479	3,294	4,742	5,508	5,450	6,750	7,052
G1	男性	4,108	5,700	4,794	7,260	5,930	9,840	7,804
	女性	3,210	3,660	4,293	6,120	4,900	7,500	6,273
J1	男性	3,510	5,700	4,082	7,260	5,028	9,840	6,590
	女性	2,762	3,660	3,664	6,120	4,170	7,500	5,314
L1	男性	2,828	4,560	3,286	5,808	4,042	7,872	5,292
	女性	2,230	2,928	2,951	4,896	3,356	6,000	4,271
M1	男性	2,487	4,560	2,887	5,808	3,550	7,872	4,643
	女性	1,963	2,928	2,595	4,896	2,949	6,000	3,750
N1	男性	2,146	4,560	2,489	5,808	3,057	7,872	3,994
	女性	1,697	2,928	2,238	4,896	2,542	6,000	3,228
Q1	男性	1,464	2,850	1,693	3,630	2,071	4,920	2,696
	女性	1,165	1,830	1,526	3,060	1,728	3,750	2,186
S1	男性	782	1,425	896	1,815	1,086	2,460	1,398
	女性	632	915	813	1,530	914	1,875	1,143

本人									
掛金 (円)									
年齢【保険年齢】 (生年月日)									
51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)		56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)		61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)		66~70歳 (S30.7.2~S35.7.1)		71歳 (S29.7.2~S30.7.1)	
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
16,990	10,260	23,830	14,820	35,620	22,680	52,045	33,630	67,615	44,010
12,355	7,170	15,235	9,090	19,690	12,060	25,990	16,260	33,955	21,570
15,280	10,260	21,360	14,820	31,840	22,680	46,440	33,630	60,280	44,010
11,160	7,170	13,720	9,090	17,680	12,060	23,280	16,260	30,360	21,570
12,886	14,364	17,902	20,748	26,548	31,752	38,593	47,082	50,011	61,614
9,487	10,038	11,599	12,726	14,866	16,884	19,486	22,764	25,327	30,198
12,134	18,468	16,815	26,676	24,885	40,824	36,127	60,534	46,784	79,218
8,961	12,906	10,932	16,362	13,982	21,708	18,294	29,268	23,745	38,826
10,629	20,520	14,642	29,640	21,558	45,360	31,194	67,260	40,329	88,020
7,910	14,340	9,599	18,180	12,213	24,120	15,909	32,520	20,582	43,140
8,944	20,520	12,288	29,640	18,052	45,360	26,082	67,260	33,694	88,020
6,678	14,340	8,086	18,180	10,264	24,120	13,344	32,520	17,238	43,140
7,175	16,416	9,850	23,712	14,462	36,288	20,886	53,808	26,975	70,416
5,362	11,472	6,489	14,544	8,231	19,296	10,695	26,016	13,810	34,512
6,291	16,416	8,632	23,712	12,666	36,288	18,287	53,808	23,616	70,416
4,705	11,472	5,690	14,544	7,215	19,296	9,371	26,016	12,097	34,512
5,406	16,416	7,413	23,712	10,871	36,288	15,689	53,808	20,256	70,416
4,047	11,472	4,892	14,544	6,198	19,296	8,046	26,016	10,383	34,512
3,638	10,260	4,975	14,820	7,281	22,680	10,493	33,630	13,538	44,010
2,731	7,170	3,294	9,090	4,166	12,060	5,398	16,260	6,955	21,570
1,869	5,130	2,538	7,410	3,690	11,340	5,296	16,815	6,819	22,005
1,416	3,585	1,697	4,545	2,133	6,030	2,749	8,130	3,528	10,785

		本人							
申込コース	性別	掛金 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		72歳 (S28.7.2~S29.7.1)		73歳 (S27.7.2~S28.7.1)		74歳 (S26.7.2~S27.7.1)		75歳 (S25.7.2~S26.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
U1	男性	74,635	48,690	82,780	54,120	92,230	60,420	103,390	67,860
	女性	37,645	24,030	41,965	26,910	46,735	30,090	51,910	33,540
W1	男性	66,520	48,690	73,760	54,120	82,160	60,420	92,080	67,860
	女性	33,640	24,030	37,480	26,910	41,720	30,090	46,320	33,540
D1	男性	55,159	68,166	61,132	75,768	68,062	84,588	76,246	95,004
	女性	28,033	33,642	31,201	37,674	34,699	42,126	38,494	46,956
E1	男性	51,588	87,642	57,163	97,416	63,631	108,756	71,270	122,148
	女性	26,271	43,254	29,228	48,438	32,492	54,162	36,034	60,372
G1	男性	44,447	97,380	49,226	108,240	54,770	120,840	61,317	135,720
	女性	22,746	48,060	25,281	53,820	28,079	60,180	31,115	67,080
J1	男性	37,126	97,380	41,108	108,240	45,728	120,840	51,184	135,720
	女性	19,042	48,060	21,154	53,820	23,486	60,180	26,016	67,080
L1	男性	29,721	77,904	32,906	86,592	36,602	96,672	40,967	108,576
	女性	15,254	38,448	16,943	43,056	18,809	48,144	20,833	53,664
M1	男性	26,018	77,904	28,806	86,592	32,040	96,672	35,859	108,576
	女性	13,359	38,448	14,838	43,056	16,470	48,144	18,241	53,664
N1	男性	22,316	77,904	24,705	86,592	27,477	96,672	30,750	108,576
	女性	11,465	38,448	12,732	43,056	14,132	48,144	15,650	53,664
Q1	男性	14,910	48,690	16,503	54,120	18,351	60,420	20,534	67,860
	女性	7,677	24,030	8,522	26,910	9,454	30,090	10,466	33,540
S1	男性	7,505	24,345	8,302	27,060	9,226	30,210	10,317	33,930
	女性	3,888	12,015	4,311	13,455	4,777	15,045	5,283	16,770

		本人							
申込コース	性別	掛金 (円)							
		年齢【保険年齢】 (生年月日)							
		76歳 (S24.7.2~S25.7.1)		77歳 (S23.7.2~S24.7.1)		78歳 (S22.7.2~S23.7.1)		79歳 (S21.7.2~S22.7.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
U1	男性	116,530	76,620	132,055	86,970	150,370	99,180	171,520	113,280
	女性	57,760	37,440	64,600	42,000	72,880	47,520	82,870	54,180
W1	男性	103,760	76,620	117,560	86,970	133,840	99,180	152,640	113,280
	女性	51,520	37,440	57,600	42,000	64,960	47,520	73,840	54,180
D1	男性	85,882	107,268	97,267	121,758	110,698	138,852	126,208	158,592
	女性	42,784	52,416	47,800	58,800	53,872	66,528	61,198	75,852
E1	男性	80,263	137,916	90,889	156,546	103,425	178,524	117,901	203,904
	女性	40,038	67,392	44,720	75,600	50,387	85,536	57,225	97,524
G1	男性	69,026	153,240	78,134	173,940	88,878	198,360	101,286	226,560
	女性	34,547	74,880	38,560	84,000	43,418	95,040	49,278	108,360
J1	男性	57,608	153,240	65,198	173,940	74,152	198,360	84,492	226,560
	女性	28,876	74,880	32,220	84,000	36,268	95,040	41,152	108,360
L1	男性	46,106	122,592	52,178	139,152	59,342	158,688	67,614	181,248
	女性	23,121	59,904	25,796	67,200	29,034	76,032	32,942	86,688
M1	男性	40,356	122,592	45,669	139,152	51,936	158,688	59,174	181,248
	女性	20,243	59,904	22,584	67,200	25,418	76,032	28,836	86,688
N1	男性	34,605	122,592	39,159	139,152	44,531	158,688	50,735	181,248
	女性	17,366	59,904	19,372	67,200	21,801	76,032	24,731	86,688
Q1	男性	23,103	76,620	26,139	86,970	29,721	99,180	33,857	113,280
	女性	11,610	37,440	12,948	42,000	14,567	47,520	16,521	54,180
S1	男性	11,602	38,310	13,120	43,485	14,910	49,590	16,978	56,640
	女性	5,855	18,720	6,524	21,000	7,334	23,760	8,310	27,090

月額給付コース

		本人									
申込コース	性別	月払掛金 (円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		18~35歳 (H2.7.2 ↓ H20.7.1)	36~40歳 (S60.7.2 ↓ H2.7.1)	41~45歳 (S55.7.2 ↓ S60.7.1)	46~50歳 (S50.7.2 ↓ S55.7.1)	51~55歳 (S45.7.2 ↓ S50.7.1)	56~60歳 (S40.7.2 ↓ S45.7.1)	61~65歳 (S35.7.2 ↓ S40.7.1)	66~70歳 (S30.7.2 ↓ S35.7.1)	71歳 (S29.7.2 ↓ S30.7.1)	
U	男性	5,875	7,045	8,980	12,175	16,990	23,830	35,620	52,045	67,615	
	女性	4,345	6,190	7,225	9,565	12,355	15,235	19,690	25,990	33,955	
W	男性	5,400	6,440	8,160	11,000	15,280	21,360	31,840	46,440	60,280	
	女性	4,040	5,680	6,600	8,680	11,160	13,720	17,680	23,280	30,360	
A	男性	5,362	6,392	8,094	10,906	15,143	21,162	31,538	45,992	59,693	
	女性	4,016	5,639	6,550	8,609	11,064	13,599	17,519	23,063	30,072	
D	男性	4,735	5,593	7,012	9,355	12,886	17,902	26,548	38,593	50,011	
	女性	3,613	4,966	5,725	7,441	9,487	11,599	14,866	19,486	25,327	
E	男性	4,526	5,327	6,651	8,838	12,134	16,815	24,885	36,127	46,784	
	女性	3,479	4,742	5,450	7,052	8,961	10,932	13,982	18,294	23,745	
G	男性	4,108	4,794	5,930	7,804	10,629	14,642	21,558	31,194	40,329	
	女性	3,210	4,293	4,900	6,273	7,910	9,599	12,213	15,909	20,582	
J	男性	3,510	4,082	5,028	6,590	8,944	12,288	18,052	26,082	33,694	
	女性	2,762	3,664	4,170	5,314	6,678	8,086	10,264	13,344	17,238	
L	男性	2,828	3,286	4,042	5,292	7,175	9,850	14,462	20,886	26,975	
	女性	2,230	2,951	3,356	4,271	5,362	6,489	8,231	10,695	13,810	
M	男性	2,487	2,887	3,550	4,643	6,291	8,632	12,666	18,287	23,616	
	女性	1,963	2,595	2,949	3,750	4,705	5,690	7,215	9,371	12,097	
N	男性	2,146	2,489	3,057	3,994	5,406	7,413	10,871	15,689	20,256	
	女性	1,697	2,238	2,542	3,228	4,047	4,892	6,198	8,046	10,383	
Q	男性	1,464	1,693	2,071	2,696	3,638	4,975	7,281	10,493	13,538	
	女性	1,165	1,526	1,728	2,186	2,731	3,294	4,166	5,398	6,955	
S	男性	782	896	1,086	1,398	1,869	2,538	3,690	5,296	6,819	
	女性	632	813	914	1,143	1,416	1,697	2,133	2,749	3,528	
T	男性	441	498	593	749	984	1,319	1,895	2,698	3,459	
	女性	366	456	507	621	758	899	1,116	1,424	1,814	
X	男性	255	281	324	395	502	654	916	1,281	1,627	
	女性	221	262	285	337	399	463	562	702	879	
Z	男性	116	118	122	130	140	155	182	218	253	
	女性	112	116	119	124	130	136	146	160	178	

		配偶者									
申込金額(万円)	性別	月払掛金 (円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		18~35歳 (H2.7.2 ↓ H20.7.1)	36~40歳 (S60.7.2 ↓ H2.7.1)	41~45歳 (S55.7.2 ↓ S60.7.1)	46~50歳 (S50.7.2 ↓ S55.7.1)	51~55歳 (S45.7.2 ↓ S50.7.1)	56~60歳 (S40.7.2 ↓ S45.7.1)	61~65歳 (S35.7.2 ↓ S40.7.1)	66~70歳 (S30.7.2 ↓ S35.7.1)	71歳 (S29.7.2 ↓ S30.7.1)	
800	男性	1,240	1,448	1,792	2,360	3,216	4,432	6,528	9,448	12,216	
	女性	968	1,296	1,480	1,896	2,392	2,904	3,696	4,816	6,232	
400	男性	620	724	896	1,180	1,608	2,216	3,264	4,724	6,108	
	女性	484	648	740	948	1,196	1,452	1,848	2,408	3,116	
200	男性	310	362	448	590	804	1,108	1,632	2,362	3,054	
	女性	242	324	370	474	598	726	924	1,204	1,558	
100	男性	155	181	224	295	402	554	816	1,181	1,527	
	女性	121	162	185	237	299	363	462	602	779	

		本人									
72歳 (S28.7.2 ↓ S29.7.1)	73歳 (S27.7.2 ↓ S28.7.1)	月払掛金 (円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
72歳 (S28.7.2 ↓ S29.7.1)	73歳 (S27.7.2 ↓ S28.7.1)	74歳 (S26.7.2 ↓ S27.7.1)	75歳 (S25.7.2 ↓ S26.7.1)	76歳 (S24.7.2 ↓ S25.7.1)	77歳 (S23.7.2 ↓ S24.7.1)	78歳 (S22.7.2 ↓ S23.7.1)	79歳 (S21.7.2 ↓ S22.7.1)				
74,635	82,780	92,230	103,390	116,530	132,055	150,370	171,520				
37,645	41,965	46,735	51,910	57,760	64,600	72,880	82,870				
66,520	73,760	82,160	92,080	103,760	117,560	133,840	152,640				

申込金額(万円)		月払掛金 (円)		年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3~22歳(H15.7.2~R5.7.1)
400		520		
300		390		
200		260		
100		130		

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和8年1月1日現在満39歳6ヵ月を超える40歳6ヵ月まで。

・記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払100円

## 新規加入不可コース(既加入者専用コース)

※以下のコースへの新規加入、コース変更はできません。

## 保障内容

グループ保険												
加入対象区分	月申込額	月ボーナス給付額	一般的の死亡又は高度障害(死亡・高度障害保険金)					不慮の事故による上乗せの支払い				
			月額給付部分			ボーナス給付部分		合計 (月額+ボーナス額)	災害保険金	障害給付金 (給付割合 表第1級)	障害給付金 (給付割合 表第2級~ 第6級)	入院給付金 不慮の事故による5日以上の入院(120日 を限度として) 1日につき
			年金受取の場合		年金原資 (一時金受取 の場合)	年金受取の場合			年金原資 (一時金受取 の場合)	受取 総額 (一時金受取 の場合)	年金原資 総 額 (一時金受取 の場合)	受取 総額 (一時金受取 の場合)
本 人	F H K	F1 H1 K1	年 20	約 13.0 3,138	約 2,860	年 10	約 51.9 1,038	約 1,000	約 4,176 3,860 1,000	1,000 100~700	1,000 14,520	15,000 11,880
記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。 実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。												

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

半年単位の契約応当日から、次の賞与時払掛金が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その賞与時払の掛け金が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

## 掛 金

### ●本人

F・F1 年齢	男性		女性		H・H1 年齢	男性		女性		K・K1 年齢	男性		女性	
	月額	ボーナス	月額	ボーナス		月額	ボーナス	月額	ボーナス		月額	ボーナス	月額	ボーナス
18~35歳	4,317	5,700	3,345	3,660	18~35歳	3,851	5,700	3,028	3,660	18~35歳	3,169	5,700	2,496	3,660
36~40歳	5,061	7,260	4,517	6,120	36~40歳	4,480	7,260	4,020	6,120	36~40歳	3,684	7,260	3,308	6,120
41~45歳	6,290	9,840	5,175	7,500	41~45歳	5,521	9,840	4,577	7,500	41~45歳	4,535	9,840	3,763	7,500
46~50歳	8,321	14,100	6,662	10,620	46~50歳	7,239	14,100	5,835	10,620	46~50歳	5,941	14,100	4,793	10,620
本 人 51~55歳	11,381	20,520	8,435	14,340	51~55歳	9,828	20,520	7,336	14,340	51~55歳	8,060	20,520	6,020	14,340
56~60歳	15,728	29,640	10,266	18,180	56~60歳	13,507	29,640	8,885	18,180	56~60歳	11,069	29,640	7,287	18,180
61~65歳	23,222	45,360	13,097	24,120	61~65歳	19,847	45,360	11,280	24,120	61~65歳	16,257	45,360	9,248	24,120
66~70歳	33,661	67,260	17,101	32,520	66~70歳	28,680	67,260	14,668	32,520	66~70歳	23,484	67,260	12,020	32,520
71歳	43,556	88,020	22,163	43,140	71歳	37,053	88,020	18,952	43,140	71歳	30,335	88,020	15,524	43,140
72歳	48,018	97,380	24,509	48,060	72歳	40,829	97,380	20,936	48,060	72歳	33,423	97,380	17,148	48,060
73歳	53,194	108,240	27,254	53,820	73歳	45,209	108,240	23,259	53,820	73歳	37,007	108,240	19,049	53,820
74歳	59,200	120,840	30,286	60,180	74歳	50,291	120,840	25,825	60,180	74歳	41,165	120,840	21,147	60,180
75歳	66,293	135,720	33,575	67,080	75歳	56,292	135,720	28,608	67,080	75歳	46,076	135,720	23,424	67,080
76歳	74,644	153,240	37,293	74,880	76歳	63,359	153,240	31,754	74,880	76歳	51,857	153,240	25,998	74,880
77歳	84,511	173,940	41,640	84,000	77歳	71,708	173,940	35,432	84,000	77歳	58,688	173,940	29,008	84,000
78歳	96,152	198,360	46,902	95,040	78歳	81,557	198,360	39,885	95,040	78歳	66,747	198,360	32,651	95,040
79歳	109,594	226,560	53,252	108,360	79歳	92,931	226,560	45,257	108,360	79歳	76,053	226,560	37,047	108,360

※年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲はP31の「加入資格」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。

※掛け金は本パンフレット作成時点での算出されたものであり、適用される掛け金は記載の掛け金と異なる場合があります。

また、今後の基礎率などの改定により掛け金は改定されることがあります。

※記載がない掛け金は保険会社までお問い合わせください。

※掛け金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払100円

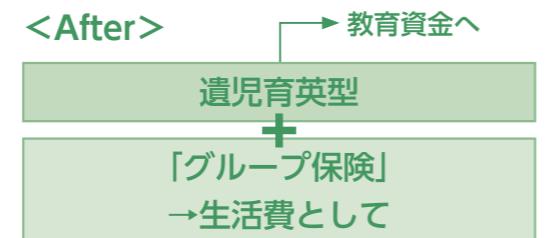
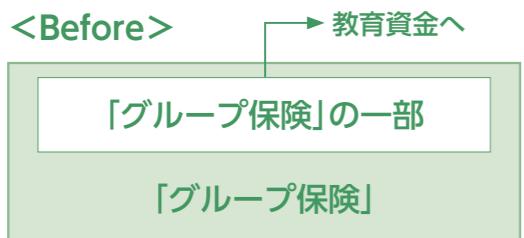
## お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万一(死亡)があった場合のお子さまの  
教育費の準備ができるようになりました。

「グループ保険」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「グループ保険」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りただく「遺児育英型」が付加できるようになりました。



## 遺児育英型とは？



「グループ保険」から支払われる保険金の一部をご遺族の方自身で整理しながら教育資金として準備が必要でした

遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

## 必要な教育費と不足額

## 必要な教育費

【幼稚園から大学卒業までの学校教育費】

	教育費総額					教育費の累計金額
	幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)	大学(4年間)	
公立	約40万円	約139万円	約70万円	約102万円	約537万円	約888万円
私立	約80万円	約773万円	約352万円	約242万円	約704万円	約2,151万円

※高校は全日制 ※大学の公立は国公立(自宅)、私立は私立文系(自宅) ※教育費総額は、補助学習費を含めていません(学校外活動費: 学習塾や家庭教師、習い事等)

※高校・大学は入学金を含みます

出典: 文部科学省「令和3年度 子供の学習費調査の結果について」と日本政策金融公庫「令和2年度 教育費負担の実態調査結果」をもとに当社で作成

## 制度内容

本人が死亡・高度障害のとき ア コース 年金原資300万円

遺児育英型の受取例 ア コース 【年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円】

こども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約15.1万円	約15.7万円	約16.4万円	約17.2万円	約18.0万円	約19.0万円	約20.1万円	約21.3万円	約22.7万円	約24.3万円	約26.2万円	約28.4万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約333万円	約331万円	約329万円	約328万円	約325万円	約324万円	約322万円	約320万円	約318万円	約316万円	約314万円	約313万円
こども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31.1万円	約34.4万円	約38.5万円	約43.7万円	約50.8万円	約60.6万円	約75.4万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約311万円	約309万円	約308万円	約306万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定期利、予定期率、予定期限等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英型受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

## 月額掛金

(単位: 円)

本人保険年齢	掛け金	
	男性	女性
18 - 35歳	285	183
36 - 40歳	363	306
41 - 45歳	492	375
46 - 50歳	705	531
51 - 55歳	1,026	717
56 - 60歳	1,482	909
61 - 65歳	2,268	1,206
66 - 70歳	3,363	1,626
71歳	4,401	2,157
72歳	4,869	2,403
73歳	5,412	2,691
74歳	6,042	3,009
75歳	6,786	3,354
76歳	7,662	3,744
77歳	8,697	4,200
78歳	9,918	4,752
79歳	11,328	5,418

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和8年1月1日現在満39歳6ヶ月を超えて満40歳6ヶ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、掛け金は前年度と変わります。

●記載の遺児育英型の掛け金は概算掛け金であって、正規掛け金は申込締切後3ヶ月以内に算出し概算掛け金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

●期中の遺児育英型のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。

また、「グループ保険」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「グループ保険」本人コース脱退の場合は、遺児育英型も脱退となります。

【遺児育英型の取扱い】

●遺児育英型は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

●遺児育英型のみの加入はできません。「グループ保険」本人コースとセットで加入してください。

●遺児育英型は「グループ保険」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合は、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●死亡保険金受取人となるこどもは最大5人までです。

# お取り扱いについて

加入資格	<p>本人…学校生協組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満65歳6ヶ月までの方（継続の場合は満79歳6ヶ月までの方）</p> <p>配偶者…組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満18歳以上満65歳6ヶ月までの方（継続の場合は満79歳6ヶ月までの方）</p> <p>こども…組合員本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、令和8年1月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方</p> <p>※遺児育英型ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
告知内容	<p><b>本人</b> 【現在の就業状態】 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・こども</b> 【現在の健康状態】 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・こども共通</b> 【過去12ヶ月以内の健康状態】 申込日（告知日）より起算して過去12ヶ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。</p> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。</p>
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年間（令和8年1月1日～令和8年12月31日）で以後毎年更新します。</li> <li>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。</li> </ul>
掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の給与から控除します。初回は1月分から（ボーナス給付の掛金は、令和8年1月と令和8年7月の月額給与から）控除します。</li> </ul>
配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</li> </ul>
継続加入の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</li> </ul>
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</li> </ul>
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>）をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>災害保険金については、この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症（＊）を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。</p> <p>また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。</p>

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

保険金のお支払い（つづき）	<p>なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。</p> <p>「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>（＊）対象となる特定感染症</p> <p>対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠』によるものとします。</p> <p>分類項目（基本分類コード） コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフスA（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎（ポリオ）（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミヤ・コンゴ（Crimean-Congo）出血熱（A98.0）、マールブルグ（Marburg）ウイルス病（A98.3）、エボラ（Ebola）ウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）（U04）</p> <p>（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）（以下「当該感染症」といいます。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。</p> <p>（1）一類感染症、二類感染症または三類感染症 （2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 （3）指定感染症</p>
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
お支払いできない場合について（解除・免責等）	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた掛金についてもお返しできないことがあります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●掛け金のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しなことがあります。）</li> <li>●契約者もしくは被保険者による保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日（＊）から1年内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）</li> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戰争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</li> </ol> </li> <li>2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戰争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</li> </ol> </li> </ol>

<p><b>お支払いできない場合について (解除・免責等) (つづき)</b></p> <p>3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について            ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき            ② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき            ③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき            ④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(災害保障特約の災害保険金に対して)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">等級</th><th style="text-align: center;">身体障害の程度</th><th style="text-align: center;">給付割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第2級</td><td>8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</td><td style="text-align: center;">70%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3級</td><td>12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの</td><td style="text-align: center;">50%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4級</td><td>18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの</td><td style="text-align: center;">30%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5級</td><td>28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの</td><td style="text-align: center;">15%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6級</td><td>37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの</td><td style="text-align: center;">10%</td></tr> </tbody> </table>	(災害保障特約の災害保険金に対して)			等級	身体障害の程度	給付割合	第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%	第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%	第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%	第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%	第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%
(災害保障特約の災害保険金に対して)																						
等級	身体障害の程度	給付割合																				
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%																				
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%																				
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%																				
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%																				
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%																				

第1級は高度障害条項(7項目)です

<p><b>保険会社からの お願い・ご注意</b></p> <p>&lt;保険金・給付金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。</li> <li>●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</li> <li>●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</li> <li>●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いしません。</li> </ul>
--

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付灾害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

### 〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社(事務幹事)

日本生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

# リビングリスク総合補償制度



保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
- 国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害<sup>(注\*)</sup>による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、事故担当窓口を通じて明治安田損保へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた明治安田損保が、日本弁護士連合会を通じて弁護士紹介を依頼し、各地の弁護士会がお客さまに弁護士をご紹介します。

(注\*)人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもししくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人		配偶者	こども
		1コース	4コース	2コース	3コース
傷害により、死亡した場合 〔死亡保険金〕		150万円	200万円	140万円	140万円
傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〔程度により〕 〔後遺障害保険金〕		6～ 150万円	8～ 200万円	5.6～ 140万円	5.6～ 140万円
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) 〔入院保険金〕		日額 2,200円	日額 3,000円	日額 2,000円	日額 2,000円
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度) 〔状況により〕 〔手術保険金〕		1.1または 2.2万円	1.5または 3万円	1または 2万円	1または 2万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) 〔通院保険金〕		日額 1,350円	日額 2,000円	日額 1,300円	日額 1,300円

意向確認  
ご加入前の  
ご確認

リビングリスク総合補償制度は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

補償概要・補償項目		本 人	配偶者	こども
		1コース	4コース	2コース
自宅の外において、偶然な事故により 携行品に損害が生じた場合〈免責3,000円〉 〔携行品損害保険金〕	10万円	10万円	10万円	10万円
他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまっ たり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 〔賠償責任保険金〕	10,000万円 (注▲)	10,000万円 (注▲)	—	—
国内において、被保険者が被った 身体の障害、財物の損壊・盗取、 被保険者に発生した人格権侵害 (注*)による精神的苦痛に関する 紛争について、弁護士費用等・ 法律相談費用を負担した場合 〔弁護士費用等保険金〕	300万円 (注○)	300万円 (注○)	—	—
〔法律相談費用保険金〕	10万円 (注○)	10万円 (注○)	—	—
レンタル用品の損壊・盗取により、 法律上の賠償責任を負った場合〈免責3,000円以上〉 〔レンタル用品賠償責任保険金〕	30万円 (注▲)	30万円 (注▲)	—	—
死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、 キャンセル費用を負担した場合〈免責1,000円以上〉 〔キャンセル費用保険金〕	10万円	10万円	10万円	10万円
被保険者の行方不明・遭難等により、 救援者費用等を負担した場合 〔救援者費用等保険金〕	150万円	150万円	150万円	150万円
月額保険料	700	900	550	550

(注▲)賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者　・本人またはその配偶者の同居の親族　・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注○)弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

・配偶者　・本人またはその配偶者の同居の親族　・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
なお、統柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.72

# 生活資金支援型



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

生活資金支援型は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者 **本人** **配偶者**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。**
- 保険年齢75歳までの保障が準備できます。<sup>(注)</sup>**
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。**

保障内容	本人・配偶者		
	300万円	400万円	500万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	<b>300 万円</b>	<b>400 万円</b>	<b>500 万円</b>
[死亡・高度障害保険金]			

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

### ●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.86 →

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.91 →

## 保険料

### ●月額保険料 (単位：円) <保険期間75歳満了、集団扱月払、保険金額300万円・400万円・500万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。  
(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者
18歳(H19.7.2～H20.7.1)	300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円
19歳(H18.7.2～H19.7.1)	1,281	1,708	2,135	756	1,008	1,260
20歳(H17.7.2～H18.7.1)	1,308	1,744	2,180	768	1,024	1,280
21歳(H16.7.2～H17.7.1)	1,332	1,776	2,220	783	1,044	1,305
22歳(H15.7.2～H16.7.1)	1,359	1,812	2,265	798	1,064	1,330
23歳(H14.7.2～H15.7.1)	1,386	1,848	2,310	810	1,080	1,350
24歳(H13.7.2～H14.7.1)	1,416	1,888	2,360	825	1,100	1,375
25歳(H12.7.2～H13.7.1)	1,443	1,924	2,405	840	1,120	1,400
26歳(H11.7.2～H12.7.1)	1,473	1,964	2,455	858	1,144	1,430
27歳(H10.7.2～H11.7.1)	1,506	2,008	2,510	873	1,164	1,455
28歳(H9.7.2～H10.7.1)	1,539	2,052	2,565	891	1,188	1,485
29歳(H8.7.2～H9.7.1)	1,575	2,100	2,625	906	1,208	1,510
30歳(H7.7.2～H8.7.1)	1,611	2,148	2,685	927	1,236	1,545
31歳(H6.7.2～H7.7.1)	1,647	2,196	2,745	945	1,260	1,575
32歳(H5.7.2～H6.7.1)	1,689	2,252	2,815	966	1,288	1,610
33歳(H4.7.2～H5.7.1)	1,728	2,304	2,880	984	1,312	1,640
34歳(H3.7.2～H4.7.1)	1,773	2,364	2,955	1,008	1,344	1,680
35歳(H2.7.2～H3.7.1)	1,818	2,424	3,030	1,029	1,372	1,715
36歳(H1.7.2～H2.7.1)	1,869	2,492	3,115	1,053	1,404	1,755
37歳(S63.7.2～H1.7.1)	1,917	2,556	3,195	1,074	1,432	1,790
38歳(S62.7.2～S63.7.1)	1,971	2,628	3,285	1,101	1,468	1,835
39歳(S61.7.2～S62.7.1)	2,025	2,700	3,375	1,125	1,500	1,875
40歳(S60.7.2～S61.7.1)	2,082	2,776	3,470	1,152	1,536	1,920
41歳(S59.7.2～S60.7.1)	2,142	2,856	3,570	1,179	1,572	1,965
42歳(S58.7.2～S59.7.1)	2,205	2,940	3,675	1,206	1,608	2,010
43歳(S57.7.2～S58.7.1)	2,268	3,024	3,780	1,236	1,648	2,060
44歳(S56.7.2～S57.7.1)	2,340	3,120	3,900	1,266	1,688	2,110
45歳(S55.7.2～S56.7.1)	2,412	3,216	4,020	1,299	1,732	2,165
46歳(S54.7.2～S55.7.1)	2,487	3,316	4,145	1,335	1,780	2,225

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性			女性		
	本 人・配偶者			本 人・配偶者		
	300万円	400万円	500万円	300万円	400万円	500万円
46歳(S54.7.2～S55.7.1)	2,568	3,424	4,280	1,368	1,824	2,280
47歳(S53.7.2～S54.7.1)	2,649	3,532	4,415	1,404	1,872	2,340
48歳(S52.7.2～S53.7.1)	2,739	3,652	4,565	1,440	1,920	2,400
49歳(S51.7.2～S52.7.1)	2,829	3,772	4,715	1,479	1,972	2,465
50歳(S50.7.2～S51.7.1)	2,925	3,900	4,875	1,518	2,024	2,530
51歳(S49.7.2～S50.7.1)	3,027	4,036	5,045	1,557	2,076	2,595
52歳(S48.7.2～S49.7.1)	3,132	4,176	5,220	1,599	2,132	2,665
53歳(S47.7.2～S48.7.1)	3,243	4,324	5,405	1,641	2,188	2,735
54歳(S46.7.2～S47.7.1)	3,357	4,476	5,595	1,686	2,248	2,810
55歳(S45.7.2～S46.7.1)	3,483	4,644	5,805	1,731	2,308	2,885
56歳(S44.7.2～S45.7.1)	3,603	4,804	6,005	1,776	2,368	2,960
57歳(S43.7.2～S44.7.1)	3,729	4,972	6,215	1,821	2,428	3,035
58歳(S42.7.2～S43.7.1)	3,861	5,148	6,435	1,872	2,496	3,120
59歳(S41.7.2～S42.7.1)	3,999	5,332	6,665	1,923	2,564	3,205
60歳(S40.7.2～S41.7.1)	4,149	5,532	6,915	1,980	2,640	3,300
61歳(S39.7.2～S40.7.1)	4,302	5,736	7,170	2,034	2,712	3,390
62歳(S38.7.2～S39.7.1)	4,461	5,948	7,435	2,094	2,792	3,490
63歳(S37.7.2～S38.7.1)	4,629	6,172	7,715	2,160	2,880	3,600
64歳(S36.7.2～S37.7.1)	4,806	6,408	8,010	2,229	2,972	3,715
65歳(S35.7.2～S36.7.1)	4,983	6,644	8,305	2,301	3,068	3,835

•記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

## 保険金の年金形式での受取について

保険金の年金形式での受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)	年金受取 プラン	受取イメージ(例)		
		1年目	2年目	3年目
本人・配偶者	500万円	3年受取 プラン	年金月額 約13.8万円 ×12カ月	年金月額 約13.8万円 ×12カ月
	400万円	3年受取 プラン	年金月額 約11.1万円 ×12カ月	年金月額 約11.1万円 ×12カ月
	300万円	3年受取 プラン	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※年金の取り扱いについては、下記をご覧ください。

### <年金の取り扱いについて>

- 1.年金の種類と型
    - 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です)
  - 2.配当金
    - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
  - 3.年金受取人
    - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
    - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
  - 4.年金のお支払い
    - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
    - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
    - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
  - 5.年金払の対象となる保険金
    - 無配定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

# 基本型



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

基本型は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

入院給付金日額	<b>本 人</b>	8,000円	5,000円	3,000円	2,000円
	<b>配偶者</b>	4,000円	2,000円		
	<b>こども</b>	4,000円	2,000円		

保障内容		お支払保険金額
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき		入院給付金日額×入院日数
[入院給付金]		
死亡したとき		一律 10万円
[死亡保険金]		

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.75

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.76



## 保険料

●月額保険料 (単位：円)

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人		配偶者	本 人	本 人・配偶者
	8,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
18～19歳 (H18.7.2～H20.7.1)	1,710	1,080	870	660	450
20～24歳 (H13.7.2～H18.7.1)	2,165	1,364	1,097	830	563
25～29歳 (H8.7.2～H13.7.1)	2,501	1,574	1,265	956	647
30～34歳 (H3.7.2～H8.7.1)	2,613	1,644	1,321	998	675
35～39歳 (S61.7.2～H3.7.1)	2,607	1,641	1,319	997	675
40～44歳 (S56.7.2～S61.7.1)	2,877	1,812	1,457	1,102	747
45～49歳 (S51.7.2～S56.7.1)	3,293	2,075	1,669	1,263	857
50～54歳 (S46.7.2～S51.7.1)	4,188	2,640	2,124	1,608	1,092
55～59歳 (S41.7.2～S46.7.1)	5,378	3,395	2,734	2,073	1,412
60～64歳 (S36.7.2～S41.7.1)	7,299	4,614	3,719	2,824	1,929
65～69歳 (S31.7.2～S36.7.1)	10,472	6,626	5,344	4,062	2,780

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	4,000円	2,000円
3～22歳 (H15.7.2～R5.7.1)	931	477

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

# 医療費支援型



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

医療費支援型は、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**

**【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】**

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

### 支援給付金

保障内容		本人・配偶者	本人・配偶者・こども
		5万円	2.5万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、 以降30日ごとに1回)  <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 <b>5万円</b>	支援給付金額 <b>2.5万円</b>
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上)  <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	手術1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき  <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象)  <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額	

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.76

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.78

## 加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

## 保険料

### ●月額保険料 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性	女性	男性	女性
18～19歳 (H18.7.2～H20.7.1)	585	330	440	258
20～24歳 (H13.7.2～H18.7.1)	495	285	600	338
25～29歳 (H8.7.2～H13.7.1)	500	288	850	463
30～34歳 (H3.7.2～H8.7.1)	525	300	990	533
35～39歳 (S61.7.2～H3.7.1)	635	355	990	533
40～44歳 (S56.7.2～S61.7.1)	770	423	950	513
45～49歳 (S51.7.2～S56.7.1)	995	535	1,025	550
50～54歳 (S46.7.2～S51.7.1)	1,275	675	1,145	610
55～59歳 (S41.7.2～S46.7.1)	1,720	898	1,330	703
60～64歳 (S36.7.2～S41.7.1)	2,370	1,223	1,640	858
65～69歳 (S31.7.2～S36.7.1)	2,790	1,433	2,060	1,068
70歳 (S30.7.2～S31.7.1)	3,075	1,575	2,390	1,233

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障			
	男性		女性	
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
71歳 (S29.7.2～S30.7.1)	3,195	1,635	2,510	1,293
72歳 (S28.7.2～S29.7.1)	3,325	1,700	2,630	1,353
73歳 (S27.7.2～S28.7.1)	3,465	1,770	2,745	1,410
74歳 (S26.7.2～S27.7.1)	3,625	1,850	2,875	1,475
75歳 (S25.7.2～S26.7.1)	3,790	1,933	3,000	1,538
76歳 (S24.7.2～S25.7.1)	3,945	2,010	3,130	1,603
77歳 (S23.7.2～S24.7.1)	4,145	2,110	3,280	1,678
78歳 (S22.7.2～S23.7.1)	4,315	2,195	3,420	1,748
79歳 (S21.7.2～S22.7.1)	4,525	2,300	3,585	1,830
<b>こども</b>				
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	基本保障			
	2.5万円			
3～22歳 (H15.7.2～R5.7.1)	380			

## 医療費支援型給付イメージ

### ■ 支援給付金額5万円の場合

入院・治療の種類に応じてお支払いします

支払事由	給付イメージ	通算限度
入院支援 給付金	1日以上の 入院をしたとき …………	1入院につき5回を限度 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目 36回
治療支援 給付特約 <small>(支援給付金額 5万円の場合)</small>	外来手術 給付金	60日の間に1回を限度 …
	外来放射線 治療 給付金	60日の間に1回を限度 …
先進医療 給付特約	先進医療 給付金	先進医療 による療養を 受けたとき 先進医療の技術に 係る費用と同額 2,000 万円

※各給付金のお支払いに関するご注意はP76をご確認ください。

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

# 重病克服型



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

重病克服型は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者 本人 配偶者

## 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。  
※特約の付加により保障内容が異なります。

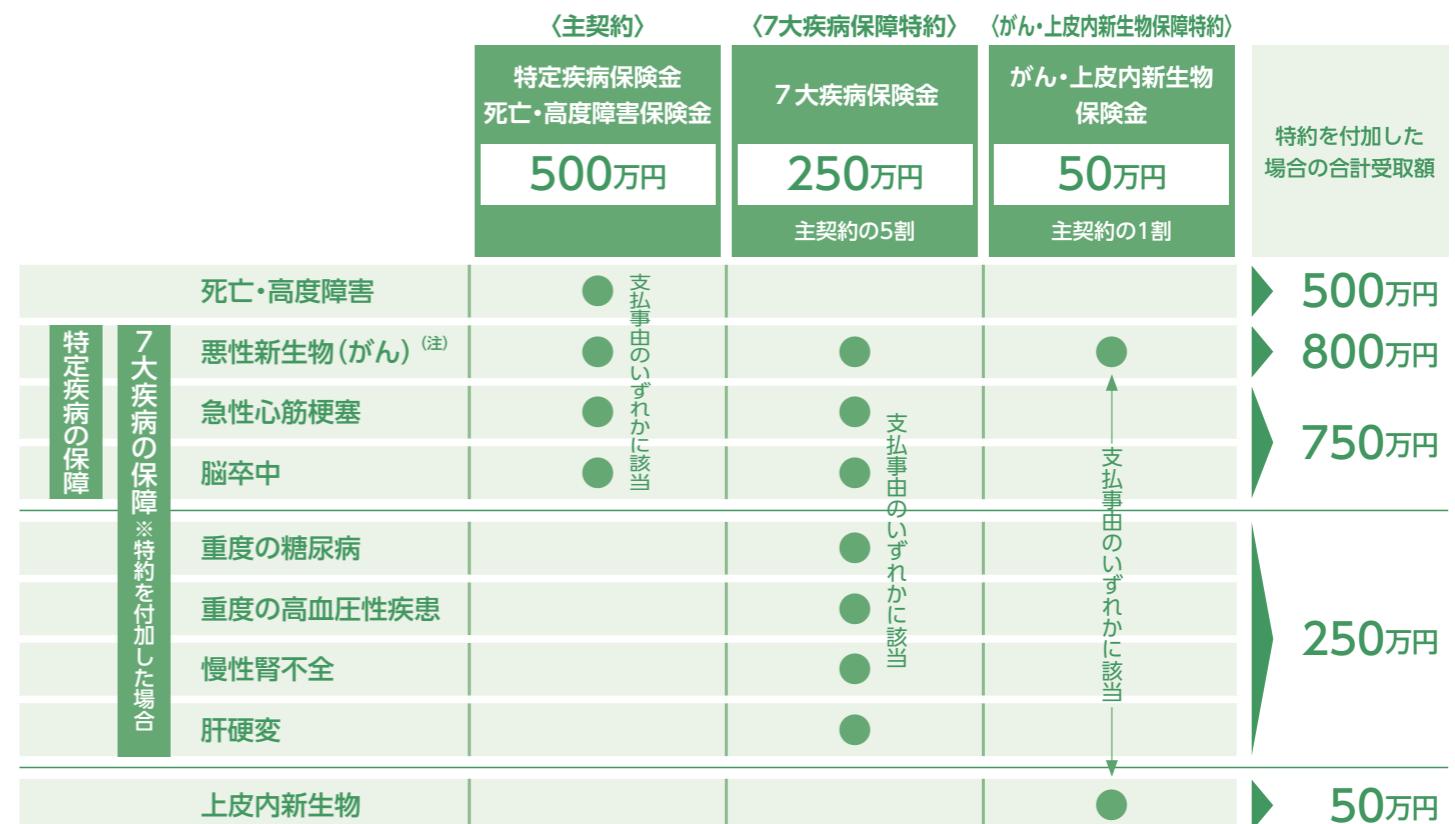
保障区分	保障内容	本 人・配偶者		
		500万円	400万円	300万円
主契約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] (※1)	500 万円	400 万円	300 万円
	●死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] (※1)			
7大疾病 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] (※2)	250 万円	200 万円	150 万円
がん・上皮内 新生物 保障特約	●所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] (※2)	50 万円	40 万円	30 万円



(※1)特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(※2)7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

## 保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>



(注)特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。

がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

### ●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

上記以外の保険金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ! ご注意
- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
  - 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
  - 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

ご注意

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾患例 <sup>*1</sup>	
特定 疾病 保険 金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>*2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>*3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>*4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>*6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>*7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>*7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>*5</sup> し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 <sup>*8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>*5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>*9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>*10</sup> を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 <sup>*5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>*11</sup>	
がん・上皮内新生物 保険金	加入日前を含めてはじめて <sup>*12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>*3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>*5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾患には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」「(発生)」および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健診等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 P.71

約款規定については、参照ページをご確認ください。 P.91

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 P.86

## 保険料

### ●月額保険料 (単位:円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・400万円・300万円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	本人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	
18~20歳 (H17.7.2~ H20.7.1)	790	325	65	632	260	52	474	195	39
21~25歳 (H12.7.2~ H17.7.1)	1,045	350	65	836	280	52	627	210	39
26~30歳 (H7.7.2~ H12.7.1)	1,070	400	70	856	320	56	642	240	42
31~35歳 (H2.7.2~ H7.7.1)	1,315	525	80	1,052	420	64	789	315	48
36~40歳 (S60.7.2~ H2.7.1)	1,770	675	100	1,416	540	80	1,062	405	60
41~45歳 (S55.7.2~ S60.7.1)	2,440	975	150	1,952	780	120	1,464	585	90
46~50歳 (S50.7.2~ S55.7.1)	4,055	1,700	235	3,244	1,360	188	2,433	1,020	141
51~55歳 (S45.7.2~ S50.7.1)	6,710	2,700	360	5,368	2,160	288	4,026	1,620	216
56~60歳 (S40.7.2~ S45.7.1)	10,490	4,600	620	8,392	3,680	496	6,294	2,760	372
61~65歳 (S35.7.2~ S40.7.1)	16,335	7,325	1,135	13,068	5,860	908	9,801	4,395	681
66~70歳 (S30.7.2~ S35.7.1)	24,170	10,575	1,740	19,336	8,460	1,392	14,502	6,345	1,044
71歳 (S29.7.2~ S30.7.1)	30,410	13,025	2,075	24,328	10,420	1,660	18,246	7,815	1,245

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性								
	本人・配偶者								
	500万円			400万円			300万円		
主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円	
72歳 (S28.7.2~ S29.7.1)	32,855	13,900	2,195	26,284	11,120	1,756	19,713	8,340	1,317
73歳 (S27.7.2~ S28.7.1)	35,505	14,750	2,305	28,404	11,800	1,844	21,303	8,850	1,383
74歳 (S26.7.2~ S27.7.1)	38,435	15,650	2,420	30,748	12,520	1,936	23,061	9,390	1,452
75歳 (S25.7.2~ S26.7.1)	41,715	16,275	2,535	33,372	13,020	2,028	25,029	9,765	1,521
76歳 (S24.7.2~ S25.7.1)	45,380	16,900	2,640	36,304	13,520	2,112	27,228	10,140	1,584
77歳 (S23.7.2~ S24.7.1)	49,485	17,500	2,725	39,588	14,000	2,180	29,691	10,500	1,635
78歳 (S22.7.2~ S23.7.1)	54,030	18,075	2,800	43,224	14,460	2,240	32,418	10,845	1,680
79歳 (S21.7.2~ S22.7.1)	59,055	18,750	2,885	47,244	15,000	2,308	35,433	11,250	1,731

重病克服型

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性									
	本人・配偶者									
	500万円			400万円			300万円			
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円		
18~20歳 (H17.7.2~ H20.7.1)	665	325	75	532	260	60	399	195	45	
21~25歳 (H12.7.2~ H17.7.1)	790	375	125	632	300	100	474	225	75	
26~30歳 (H7.7.2~ H12.7.1)	995	500	160	796	400	128	597	300	96	
31~35歳 (H2.7.2~ H7.7.1)	1,405	725	225	1,124	580	180	843	435	135	
36~40歳 (S60.7.2~ H2.7.1)	2,050	1,100	305	1,640	880	244	1,230	660	183	
41~45歳 (S55.7.2~ S60.7.1)	2,980	1,825	400	2,384	1,460	320	1,788	1,095	240	
46~50歳 (S50.7.2~ S55.7.1)	3,750	2,375	500	3,000	1,900	400	2,250	1,425	300	
51~55歳 (S45.7.2~ S50.7.1)	4,895	3,025	515	3,916	2,420	412	2,937	1,815	309	
56~60歳 (S40.7.2~ S45.7.1)	6,025	4,025	595	4,820	3,220	476	3,615	2,415	357	
61~65歳 (S35.7.2~ S40.7.1)	8,540	4,775	805	6,832	3,820	644	5,124	2,865	483	
66~70歳 (S30.7.2~ S35.7.1)	11,270	6,375	905	9,016	5,100	724	6,762	3,825	543	
71歳 (S29.7.2~ S30.7.1)	13,980	7,250	990	11,184	5,800	792	8,388	4,350	594	

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性									
	本人・配偶者									
	500万円			400万円			300万円			
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	
500万円	250万円	50万円	400万円	200万円	40万円	300万円	150万円	30万円		
72歳 (S28.7.2~ S29.7.1)	15,350	7,525	1,025	12,280	6,020	820	9,210	4,515	615	
73歳 (S27.7.2~ S28.7.1)	16,860	7,825	1,060	13,488	6,260	848	10,116	4,695	636	
74歳 (S26.7.2~ S27.7.1)	18,435	8,100	1,095	14,748	6,480	876	11,061	4,860	657	
75歳 (S25.7.2~ S26.7.1)	20,080	8,550	1,135	16,064	6,840	908	12,048	5,130	681	
76歳 (S24.7.2~ S25.7.1)	21,775	9,050	1,165	17,420	7,240	932	13,065	5,430	699	
77歳 (S23.7.2~ S24.7.1)	23,585	9,575	1,205	18,868	7,660	964	14,151	5,745	723	
78歳 (S22.7.2~ S23.7.1)	25,605	10,200	1,240	20,484	8,160	992	15,363	6,120	744	
79歳 (S21.7.2~ S22.7.1)	27,890	10,825	1,280	22,312	8,660	1,024	16,734	6,495	768	

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

• 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

平成30年1月1日更新分より、重病克服型に**100万円コース**が増設されています。

退職後に継続していただいた場合、保険料の上昇を抑えることが出来ます。

### ●月額保険料 (単位:円)

<保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円、7大疾病保障特約保険金額50万円、がん・上皮内新生物保障特約保険金額10万円>

主契約 保険金額	年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者							
		男性			女性			合計 保険料	
		主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約		
100 万円	18~20歳 (H17.7.2~H20.7.1)	158円	65円	13円	236円	133円	65円	15円	213円
	21~25歳 (H12.7.2~H17.7.1)	209円	70円	13円	292円	158円	75円	25円	258円
	26~30歳 (H7.7.2~H12.7.1)	214円	80円	14円	308円	199円	100円	32円	331円
	31~35歳 (H2.7.2~H7.7.1)	263円	105円	16円	384円	281円	145円	45円	471円
	36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)	354円	135円	20円	509円	410円	220円	61円	691円
	41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)	488円	195円	30円	713円	596円	365円	80円	1,041円
	46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)	811円	340円	47円	1,198円	750円	475円	100円	1,325円
	51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)	1,342円	540円	72円	1,954円	979円	605円	103円	1,687円
	56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)	2,098円	920円	124円	3,142円	1,205円	805円	119円	2,129円
	61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	3,267円	1,465円	227円	4,959円	1,708円	955円	161円	2,824円
	66~70歳 (S30.7.2~S35.7.1)	4,834円	2,115円	348円	7,297円	2,254円	1,275円	181円	3,710円
	71歳 (S29.7.2~S30.7.1)	6,082円	2,605円	415円	9,102円	2,796円	1,450円	198円	4,444円
	72歳 (S28.7.2~S29.7.1)	6,571円	2,780円	439円	9,790円	3,070円	1,505円	205円	4,780円
	73歳 (S27.7.2~S28.7.1)	7,101円	2,950円	461円	10,512円	3,372円	1,565円	212円	5,149円
	74歳 (S26.7.2~S27.7.1)	7,687円	3,130円	484円	11,301円	3,687円	1,620円	219円	5,526円
	75歳 (S25.7.2~S26.7.1)	8,343円	3,255円	507円	12,105円	4,016円	1,710円	227円	5,953円
	76歳 (S24.7.2~S25.7.1)	9,076円	3,380円	528円	12,984円	4,355円	1,810円	233円	6,398円
	77歳 (S23.7.2~S24.7.1)	9,897円	3,500円	545円	13,942円	4,717円	1,915円	241円	6,873円
	78歳 (S22.7.2~S23.7.1)	10,806円	3,615円	560円	14,981円	5,121円	2,040円	248円	7,409円
	79歳 (S21.7.2~S22.7.1)	11,811円	3,750円	577円	16,138円	5,578円	2,165円	256円	7,999円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

### 保険金の年金形式での受取について

保険金の年金形式での受取が可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

保険金額 (全額一時金の場合)	年金受取 プラン	受取イメージ(例)			年金原資 (500万円)
		1年目	2年目	3年目	
<b>500万円</b>	3年受取 プラン	年金月額 約13.8万円 ×12カ月	年金月額 約13.8万円 ×12カ月	年金月額 約13.8万円 ×12カ月	(年金原資) 500万円
<b>400万円</b>	3年受取 プラン	年金月額 約11.1万円 ×12カ月	年金月額 約11.1万円 ×12カ月	年金月額 約11.1万円 ×12カ月	(年金原資) 400万円
<b>300万円</b>	3年受取 プラン	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	年金月額 約8.3万円 ×12カ月	(年金原資) 300万円
<b>100万円</b>	2年受取 プラン	年金月額 約4.1万円 ×12カ月	年金月額 約4.1万円 ×12カ月	(年金原資) 100万円	

※年金受取金額は、1カ月あたりの金額を表記していますが、年金のお支払いは毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。

ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

※年金の取り扱いについては、下記をご覧ください。

#### <年金の取り扱いについて>

- 1.年金の種類と型
  - 年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
- 2.配当金
  - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 3.年金受取人
  - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 4.年金のお支払い
  - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
  - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
  - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 5.年金払の対象となる保険金
  - 無配当特定疾病定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
  - ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただぐものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

重病克服型

# 短期療養型



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

短期療養型は、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者 本人

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

[基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約]

	保障内容	10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回)  <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金 月額 <b>10万円</b>	基準給付金 月額 <b>5万円</b>
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回)  <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]		
	第1回就業不能給付金または 第1回特定精神障害給付金が 支払われるとき  <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	<b>5万円</b>	<b>2.5万円</b>

(注)第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。

ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。

(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

## 給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合

### 初期支援給付金額



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

## 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のよう支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
就業不能給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	36回
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。

給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。P.79

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.82

## 加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

## 保険料

### ●月額保険料 (単位:円)

<基本保障:主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

男 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18~20歳 (H17.7.2~H20.7.1)	1,195	598
21~25歳 (H12.7.2~H17.7.1)	1,220	610
26~30歳 (H7.7.2~H12.7.1)	1,230	615
31~35歳 (H2.7.2~H7.7.1)	1,385	693
36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)	1,490	745
41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)	1,615	808
46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)	1,945	973
51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)	2,505	1,253
56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)	3,605	1,803
61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	5,305	2,653
66~69歳 (S31.7.2~S35.7.1)	6,635	3,318

女 性		
基準給付金月額 (申込コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障
18~20歳 (H17.7.2~H20.7.1)	1,355	678
21~25歳 (H12.7.2~H17.7.1)	1,315	658
26~30歳 (H7.7.2~H12.7.1)	1,590	795
31~35歳 (H2.7.2~H7.7.1)	1,775	888
36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)	1,810	905
41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)	2,050	1,025
46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)	2,390	1,195
51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)	2,595	1,298
56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)	3,185	1,593
61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	4,305	2,153
66~69歳 (S31.7.2~S35.7.1)	4,585	2,293

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。



意向確認  
ご加入前の  
ご確認

長期療養型は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

加入対象者 本人

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、  
保険金をお支払いします。<sup>(注)</sup>  
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

### 本人プラン①

#### 給付のしくみ

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

公的給付

休職前給与の一定割合

休職中の不安を  
長期間サポート

本制度からの給付

免責期間  
180日

月額最高10万円を給付いたします。

休職開始

最長65歳まで給付\*

\*55～64歳の方は3年が限度です。

\*所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

### ●月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性	女 性
			保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 10万円 10コース
17～24歳 (H13.1.2～H20.7.1)	180日	65歳	889	585
25～29歳 (H8.1.2～H13.1.1)			926	785
30～34歳 (H3.1.2～H8.1.1)			1,014	1,041
35～39歳 (S61.1.2～H3.1.1)			1,237	1,530
40～44歳 (S56.1.2～S61.1.1)			1,857	2,494
45～49歳 (S51.1.2～S56.1.1)			2,762	3,622
50～54歳 (S46.1.2～S51.1.1)			4,035	4,904
55～59歳 (S41.1.2～S46.1.1)		3年	2,556	2,690
60～64歳 (S36.7.2～S41.1.1)			4,343	4,075

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.87

## 本人プラン②

### 給付のしくみ

保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

休職前給与の一定割合  
休職中の不安を  
長期間サポート

公的給付 → 休職前給与の一定割合

本制度からの給付 → 免責期間 90日

月額最高10万円を給付いたします。

休職開始

5年を限度に給付\*

\* 55~64歳の方は3年が限度です。

\* 所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

### ●月額保険料 (単位:円)

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 <b>10万円</b> 11コース	保険金月額 <b>5万円</b> 15コース	保険金月額 <b>10万円</b> 11コース	保険金月額 <b>5万円</b> 15コース
17~24歳 (H13.1.2~H20.7.1)	90日	5年	424	212	240	120
25~29歳 (H8.1.2~H13.1.1)			435	217	310	155
30~34歳 (H3.1.2~H8.1.1)			473	237	429	215
35~39歳 (S61.1.2~H3.1.1)			612	306	676	338
40~44歳 (S56.1.2~S61.1.1)			948	474	1,149	574
45~49歳 (S51.1.2~S56.1.1)		3年	1,524	762	1,871	935
50~54歳 (S46.1.2~S51.1.1)			2,504	1,252	2,911	1,455
55~59歳 (S41.1.2~S46.1.1)		3年	2,903	1,451	3,034	1,517
60~64歳 (S36.7.2~S41.1.1)			5,242	2,621	4,877	2,439

長期療養型

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.87

#### 〈お申込み時の注意事項〉

- ・本人プラン①保険金月額10万円(10コース)に加入する場合は、申込書の「10(X)万円コース」にチェックしてください。
- ・本人プラン②保険金月額10万円(11コース)に加入する場合は、申込書の「10(Y)万円コース」にチェックしてください。
- ・本人プラン③保険金月額5万円(15コース)に加入する場合は、申込書の「5(Z)万円コース」にチェックしてください。

# 医療サポートコース

(生保部分+損保部分)



保険期間 令和8年1月1日(木)～令和8年12月31日(木)

意向確認  
ご加入前の  
ご確認

生保部分は、病気や不慮の事故による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。損保部分は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 保障内容等(契約概要部分)

### 生保部分

加入対象者 本人 配偶者

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【保険契約の型：A型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円】

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円
病気で継続して2日以上入院のとき [疾病入院給付]	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [災害入院給付]	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
災害や病気で 所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付]	日額5,000円 ×集中治療室管理日数	日額3,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付]	手術の種類に応じて <b>2.5・5・10・20</b> 万円	手術の種類に応じて <b>1.5・3・6・12</b> 万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院のとき [手術後療養給付]	1回の手術につき <b>5万円</b>	1回の手術につき <b>3万円</b>
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険]	<b>50万円</b>	<b>30万円</b>

●疾病または三大疾病の発生(発病)には、疾病または三大疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金：被保険者

・本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.82

約款規定については、参照ページをご確認ください。P.91

### 損保部分

加入対象者 本人 配偶者 本人・配偶者の親(親介護保険金部分のみ)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円
B・B1コース	A・A1コース	
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額5,000円 ×入院日数	日額 <b>3,000円</b> ×入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて <b>5・10・20万円</b>	手術の種類に応じて <b>3・6・12万円</b>
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)
女性のみ	B1コース	A1コース
女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額5,000円 ×入院日数	日額 <b>3,000円</b> ×入院日数
女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて <b>5・10・20万円</b>	手術の種類に応じて <b>3・6・12万円</b>
女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて <b>10・20万円</b>	手術の種類に応じて <b>6・12万円</b>

親介護保険金部分をセットすることができます。

親介護保険金部分	保障内容	E コース	D コース	C コース
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 <b>300 万円</b> (1回を限度)	親介護保険金額 <b>200 万円</b> (1回を限度)	親介護保険金額 <b>100 万円</b> (1回を限度)
		保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.84		

## 保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

### 生保部分

#### ●月額保険料 (単位:円)

<保険期間1年、集団扱月払>

<保険契約の型:A型、入院給付金の型:2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円>

- 記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。

- また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者
18~20歳 (H17.7.2~H20.7.1)	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
21~25歳 (H12.7.2~H17.7.1)	1,340	804	1,325	795
26~30歳 (H7.7.2~H12.7.1)	1,465	879	1,445	867
31~35歳 (H2.7.2~H7.7.1)	1,605	963	1,590	954
36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)	1,710	1,026	1,700	1,020
41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)	1,845	1,107	1,835	1,101
46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)	2,080	1,248	2,055	1,233
51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)	2,580	1,548	2,545	1,527
56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)	3,005	1,803	2,940	1,764
61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	3,690	2,214	3,560	2,136
66~70歳 (S30.7.2~S35.7.1)	4,925	2,955	4,695	2,817
	6,980	4,188	6,590	3,954

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者	本 人・配偶者
71歳 (S29.7.2~S30.7.1)	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
72歳 (S28.7.2~S29.7.1)	8,185	4,911	7,680	4,608
73歳 (S27.7.2~S28.7.1)	8,715	5,229	8,165	4,899
74歳 (S26.7.2~S27.7.1)	9,375	5,625	8,760	5,256
75歳 (S25.7.2~S26.7.1)	10,150	6,090	9,460	5,676
76歳 (S24.7.2~S25.7.1)	11,070	6,642	10,295	6,177
77歳 (S23.7.2~S24.7.1)	12,090	7,254	11,200	6,720
78歳 (S22.7.2~S23.7.1)	13,235	7,941	12,210	7,326
79歳 (S21.7.2~S22.7.1)	14,520	8,712	13,345	8,007
	16,020	9,612	14,670	8,802

医療サポートコース

## 損保部分

### ●月額保険料 (単位：円)

<入院保険金日額・手術基準日額：5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	5,000円 Bコース	3,000円 Aコース	5,000円 B1コース	3,000円 A1コース
18~20歳 (H17.7.2~H20.7.1)	290	180	510	310
21~25歳 (H12.7.2~H17.7.1)	290	180	530	330
26~30歳 (H7.7.2~H12.7.1)	310	200	660	420
31~35歳 (H2.7.2~H7.7.1)	310	200	610	390
36~40歳 (S60.7.2~H2.7.1)	320	200	640	400
41~45歳 (S55.7.2~S60.7.1)	330	210	730	460
46~50歳 (S50.7.2~S55.7.1)	380	240	880	540
51~55歳 (S45.7.2~S50.7.1)	710	450	1,290	800
56~60歳 (S40.7.2~S45.7.1)	1,110	710	1,760	1,100
61~65歳 (S35.7.2~S40.7.1)	1,740	1,130	2,410	1,540
66~70歳 (S30.7.2~S35.7.1)	2,530	1,700	3,210	2,110
71~75歳 (S25.7.2~S30.7.1)	3,710	2,620	4,400	3,040
76~79歳 (S21.7.2~S25.7.1)	6,590	4,790	7,280	5,210

医療サポートコース

### 親介護保険金部分

(単位：円) <親介護保険金額：300万円・200万円・100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	26~35歳 (H2.7.2 ~ H12.7.1)	36~40歳 (S60.7.2 ~ H2.7.1)	41~45歳 (S60.7.2 ~ H2.7.1)	46~50歳 (S55.7.2 ~ S60.7.1)	51~55歳 (S45.7.2 ~ S50.7.1)	56~60歳 (S40.7.2 ~ S45.7.1)	61~65歳 (S35.7.2 ~ S40.7.1)	66~70歳 (S30.7.2 ~ S35.7.1)	71~75歳 (S25.7.2 ~ S30.7.1)	76~80歳 (S20.7.2 ~ S25.7.1)	81~85歳 (S15.7.2 ~ S20.7.1)
<b>300万円 Eコース</b>	10	10	30	70	150	310	670	1,380	2,930	6,240	13,260
<b>200万円 Dコース</b>	10	10	20	50	100	210	440	920	1,950	4,160	8,840
<b>100万円 Cコース</b>	10	10	10	20	50	100	220	460	980	2,080	4,420



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

### 「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。  
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。  
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	71
保険金・給付金をお支払いできない場合について	72
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	72
リビングリスク総合補償制度	72
基 本 型	75
医 療 費 支 援 型	76
短 期 療 養 型	79
医療サポートコース<生保部分>	82
医療サポートコース<損保部分>	84
重 病 克 服 型	86
生 活 資 金 支 援 型	86
長 期 療 養 型	87
そ の 他	88

### 高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

### 医療サポートコース<生保部分>・重病克服型・生活資金支援型

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- \*「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合

#### 3. 上・下肢の障害

- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



### 保険金・給付金をお支払いできない場合について

リビングリスク総合補償制度・基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・医療サポートコース<損保部分>・重病克服型・生活資金支援型・長期療養型

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払いいただいた保険料についてもお返しきりません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
  - 告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- \*重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期療養型を除く)、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

### 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

#### リビングリスク総合補償制度

##### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	死亡・後遺障害保険金額の全額
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	*既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度)(★)
賠償責任保険金 (○)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度)(★) *国内示談交渉サービス付(○)

<b>弁護士費用等・法律相談費用保険金</b>	<p>国内において被保険者に発生した次の原因事故に関する紛争について、弁護士または認定司法書士に委任したことにより被保険者が弁護士費用等を負担した場合または、法律相談をしたことにより法律相談費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が被った身体の障害</li> <li>●被保険者の財物の損壊・盗取</li> <li>●被保険者に発生した人格権侵害(注*)による精神的苦痛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•被保険者が負担した弁護士費用等の額 (1事故1被保険者あたり300万円限度) (★)</li> <li>•被保険者が負担した法律相談費用の額 (1事故1被保険者あたり10万円限度) (★)</li> </ul> <p>※いのちの保険金も、法律相談や委任契約締結の前に明治安田損保の事前の同意が必要です。</p> <p>※お支払金額は当社の定める基準によります。</p>	<p>(◎) : 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>(○) : 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。</p> <p>(★) : 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p> <p>(☆) : 事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値のことです)。</p>
<b>レンタル用品賠償責任保険金 (○)</b>	<p>日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヶ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合</p>	<p>支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)</p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)</p>
<b>キャンセル費用保険金</b>	<p>被保険者やその配偶者または1親等内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受けた予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。</p>	<p>キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)</p>	<p>項目 お支払いできない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> <li>•告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)</li> <li>•保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと</li> <li>•保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと</li> <li>•保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</li> </ul> </li> </ul>
<b>救援者費用等保険金</b>	<p>被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●航空機や船舶の行方不明、遭難</li> <li>●事故により緊急な搜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合</li> <li>●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●検索救助費用</li> <li>●現地への交通費(2名分限度)</li> <li>●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度)</li> <li>●現地からの移送費</li> <li>●諸経費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度) (★)</li> </ul>	<p>死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリーカーリミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害</li> </ul>
<p>(注*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。</p> <p>●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。</li> <li>・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。</li> </ul> <p>●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。</p> <p>●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。</p> <p>●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①長管骨(注3)または脊柱</li> <li>②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)</li> <li>③肋(ろつ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。</li> <li>④頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体化して固定した場合に限ります。</li> </ul> <p>(注1) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります)、線副子等(上下顎を一体化して固定した場合に限ります)およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。</p> <p>(注3) 上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。</p> <p>(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。</p> <p>●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p> <p>●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。</p> <p>●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。</p> <p>●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。</p> <p>●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p>	<p>項目 お支払いできない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> <li>•告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)</li> <li>•保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと</li> <li>•保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと</li> <li>•保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</li> </ul> </li> </ul>		
<p>(注*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。</p> <p>●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。</li> <li>・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。</li> </ul> <p>●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。</p> <p>●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。</p> <p>●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。</p> <p>●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。</p> <p>●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①長管骨(注3)または脊柱</li> <li>②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)</li> <li>③肋(ろつ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。</li> <li>④頸骨または頸関節。ただし、線副子等で上下顎を一体化して固定した場合に限ります。</li> </ul> <p>(注1) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります)、線副子等(上下顎を一体化して固定した場合に限ります)およびハローベストをいいます。</p> <p>(注2) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。</p> <p>(注3) 上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。</p> <p>(注4) 上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。</p> <p>●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。</p> <p>●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。</p> <p>●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。</p> <p>●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。</p> <p>●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。</p>	<p>項目 お支払いできない主な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> <li>•告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)</li> <li>•保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと</li> <li>•保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと</li> <li>•保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</li> </ul> </li> </ul>		

ご注意いただきたいこと

キャンセル費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●予約日や提供日が明確でないサービス</li> <li>●職務遂行に関係するサービス</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による入院</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul>
	など
救援者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登はん(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による事故</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul>
	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

## 基本型

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

#### 【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。  
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。  
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設  
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。  
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

#### 【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

#### 【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

#### 【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

#### 【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</li> <li>●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存</li> <li>●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</li> <li>●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</li> <li>●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> </ul>
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。)</li> <li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> </ul>

### ■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 医療費支援型

### ■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上の入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

### <給付金に関するご注意>

#### 【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

#### 【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

#### 【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。

ご注意いただきたいこと

- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

#### 【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

#### 【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
  - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
  - ・先進医療以外の評価療養のための費用
  - ・選定療養のための費用
  - ・食事療養のための費用
  - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
  1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
  2. その医療技術ごとの「適応症」
  3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

上記1～3は隨時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

#### 【給付金のお支払いできない場合について】

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
外来手術給付金	
外来放射線治療給付金	
先進医療給付金	

●入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

#### 【別表1 入院】

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
  - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### ■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。

- (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

#### 備考

①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。

②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、腰部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

#### ■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

#### ■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

#### ■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

## 短期療養型

### ■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
特定精神障害給付金	<第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間(注1)を超えて継続したとき <第2回以降> 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき	基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回
初期支援給付金	傷害または発病した疾病により、保険期間満了時までに第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき 特定精神障害により、保険期間満了時までに第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき	基準給付金月額の2分の1をお支払いします。

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

### 【就業不能給付金について】

●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

①第1回支払基準日

第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。)

②第2回以降の支払基準日

第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

### 【特定精神障害給付金について】

●「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

### 対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00–F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20–F29
気分[感情]障害	F30–F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40–F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50–F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60–F69
心理的発達の障害	F80–F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90–F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日  
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)
- ②第2回以降の特定支払基準日  
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

### 【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
  - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の所定の就業不能状態であること
  - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
  - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した所定の就業不能状態であること
  - ④その被保険者について第1回の就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
- この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
  - ①その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後の特定就業不能状態であること
  - ②その被保険者のこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
  - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時までに開始した特定就業不能状態であること
  - ④その被保険者について第1回の特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

### 【給付金のお支払いに関するご注意】

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。

①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき

②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時までに、後発就業不能状態に該当したとき

③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限ります。)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき

②この保険契約(または特約)が解約されたとき

③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

ご注意いただきたいこと

## ■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

### (注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(※1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00–F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10–F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20–F29
気分[感情]障害	F30–F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40–F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50–F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60–F69
知的障害<精神遅滞>	F70–F79
心理的発達の障害	F80–F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90–F98
詳細不明の精神障害	F99

(※1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(※2)薬物依存に該当するものを除きます。

### (注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

### (注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

## ■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

## 医療サポートコース<生保部分>

### ■保険金・給付金のお支払いについて

●死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

●入院給付金(疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、保険金・給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
災害入院給付金	不慮の事故による傷害で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※同一事故による入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。
疾病入院給付金	疾病で継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院は365日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金	疾病または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

●災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合には、重複する期間については災害入院給付金のみをお支払いします。

●次の3つの入院は、疾病入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

●【入院について】【転院または再入院された場合】【2回以上入院された場合】については、基本型の記載を参照ください。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「不慮の事故」「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

ご注意いただきたいこと

<ご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院365日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
脳卒中	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含みます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> </ul>
高度障害保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> </ul>
災害入院給付金 疾病入院給付金 集中治療給付金 手術給付金 手術後療養給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき(ただし、災害入院給付金を除きます。)</li> <li>●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の犯罪行為によるとき</li> <li>●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> <li>●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき(ただし、手術給付金・手術後療養給付金を除きます。)</li> </ul>

医療サポートコース<損保部分>

○この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病的治療を目的として入院したとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病的治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 *1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 *1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。  
注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
  - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
  - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転院または再入院をした場合、転院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払保険料の全額を一時にお払込みいただけます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
----------------------------	--	---

ご注意いただきたいこと

急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾患を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウィルス肝炎 7. 肝疾患	

- 女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾患の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患 5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 11. 分娩の合併症 12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く) 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物 19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

- 女性疾患手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕(はんこん)の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕(はんこん)に対する植皮術 2. 瘢痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しております、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病变または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ハ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ハ)興奮し騒ぎ立てる。 (ロ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集めること

### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。  など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。  など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。  など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しきれいことがあります。

### 重病克服型

### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しきれいことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問い合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)  ●過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。 ●告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

### 生活資金支援型

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

ご注意いただきたいこと

## ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合せください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)</li> </ul>

●疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

## 長期療養型

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき <sup>(注)</sup>

(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

#### 【補償対象期間について】

本人：10コース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(181日目)	満65歳に達した日 <sup>*</sup>
満55歳以上の方		3年を限度 <sup>*</sup>

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

本人：11コース・15コース

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(91日目)	5年を限度 <sup>*</sup>
満55歳以上の方		3年を限度 <sup>*</sup>

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

●一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

#### 【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
  - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
  - (ロ)(イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
  - (ハ)(イ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

#### 【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります\*。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

1— 免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額  
免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額 で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

\*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

\*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することができますのでご注意ください。

## 【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません<sup>(注)</sup>。
  - ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
  - 注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

## ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせる目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)</li> <li>●脱退後に開始した就業障害</li> </ul>

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F00~F09、F20~F99

例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

## その他

### 補償の重複について

#### リビングリスク総合補償制度・長期療養型

- ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)
- (注)1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ご注意いただきたいこと

#### 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約 携行品損害補償特約	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約 携行品損害補償特約
団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

#### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

##### 重病克服型・生活資金支援型

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

##### 医療費支援型・短期療養型

●給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情注があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)

●お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

\*給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\*給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

##### 医療サポートコース<生保部分>・重病克服型・生活資金支援型

●代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情注がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\*保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\*保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### リビングリスク総合補償制度・医療サポートコース<損保部分>・長期療養型

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

#### 保険金・給付金のご請求について

##### 基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース<生保部分>・重病克服型・生活資金支援型

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

##### リビングリスク総合補償制度・医療サポートコース<損保部分>・長期療養型

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【リビングリスク総合補償制度】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

【長期療養型】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」

となります。

#### 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剩余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

#### 告知の大切さに関するご案内について

##### 医療サポートコース<損保部分>・長期療養型

告知の大切さについて、ご確認ください。

(注)長期療養型については、「[長期療養型内で加入内容を変更する場合のご注意]」もあわせてご確認ください。

●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されると保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出してください義務(告知義務)があります。

●ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時\*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時\*から1年を経過していても、保険期間開始時\*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しできません)。

\*継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時を

いい、増額部分について同様に取り扱います。

●ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。

●新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。

●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間: 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

ご注意いただきたいこと

#### 【長期療養型内で加入内容を変更する場合のご注意】

長期療養型については、制度内で加入内容を変更する場合、更改後の年齢における既加入コースの保険料と、加入内容変更後の保険料を比較し、変更後の保険料の額が高くなるときは、新たに告知が必要です。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等申込書記載の告知内容に該当しない場合は、その加入内容の変更はできません。

※長期療養型においては、「増額」を「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」に読み替えて適用します。したがって、「増額」部分の解除とは、「変更後の保険料の額が高くなる加入内容の変更」前のコースに戻ることを指します。

#### 《具体例》

現在の年齢：34歳、更改後の年齢：35歳、補償内容①で保険金月額15万円（Cコース）に加入

- ・補償内容①の保険料（免責期間365日、補償対象期間60歳）

保険金月額 年齢	5万円 Aコース	10万円 Bコース	15万円 Cコース
30歳～34歳	250円	500円	750円
35歳～39歳	300円	600円	900円

- ・補償内容②の保険料（免責期間7日、補償対象期間3年）

保険金月額 年齢	5万円 aコース	10万円 bコース	15万円 cコース
35歳～39歳	500円	1,000円	1,500円

#### ◎変更後コース別に新たな告知の要否

既加入コース	C				
保険料	900円				
変更後コース	A	B	a	b	c
保険料	300円	600円	500円	1,000円	1,500円
告知要否	不要	不要	不要	要	要

※比較する保険料は、すべて更改後の年齢（35歳）に応じた保険料を使用します。

※具体例において、Cコース（保険金月額：15万円）からbコース（保険金月額：10万円）への変更は、保険金月額は減っていますが、変更後の保険料の額が高くなっていますので「増額」として取り扱います。

## 約款規定について

### 医療サポートコース＜生保部分＞・重病克服型・生活資金支援型

約款規定については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

### リビングリスク総合補償制度・医療サポートコース＜損保部分＞・長期療養型

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

## 保険契約の解除について

### リビングリスク総合補償制度・医療サポートコース＜損保部分＞・長期療養型

#### 【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできることがありますのでご注意ください。

#### 【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

## ご照会・ご相談窓口について

### 基本型・医療費支援型・短期療養型・医療サポートコース＜生保部分＞・重病克服型・生活資金支援型

#### 【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなお問い合わせを受けております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### リビングリスク総合補償制度・医療サポートコース＜損保部分＞・長期療養型

#### 【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

#### 【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客様相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

#### 【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

## 保護機構について

●引受損害保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス [<https://www.seiho-hogo.jp/>] をご覧ください。

#### 【リビングリスク総合補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返り金等は、原則として80%まで補償されます。

#### 【医療サポートコース＜損保部分＞・長期療養型】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として90%まで補償されます。

## 「医療保障保険契約内容登録制度」について ~あなたのご契約内容が登録されます~

### 基本型・医療費支援型

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率 (4)入院給付金額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟店会社」をご参照ください。



## 取扱代理店

### リビングリスク総合補償制度・医療サポートコース<損保部分>・長期療養型

秋田県教育用品(株) 電話番号: 018-866-3303  
明治安田生命保険相互会社 電話番号: 019-654-1093

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金（拠出型企業年金保険）

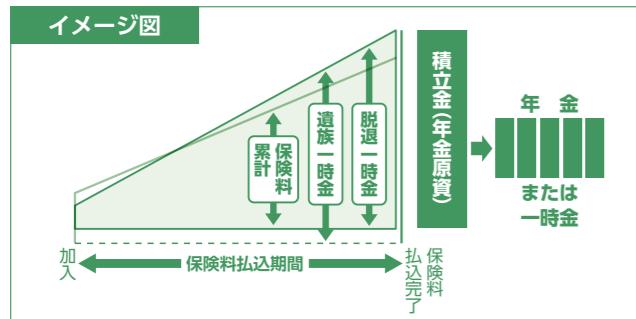
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



### ② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### ③ 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### ④ 年金や一時金が主に支払われる場合

#### ■ 基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

#### ■ 脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

#### ■ 遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

\*上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### ⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### ⑥ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### ③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■ 遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■ 契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあります。既に払込まれた保険料は返戻しません。

■ 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することができます。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■ 保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### ④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### ⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■ 引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### ⑥ ご照会・ご相談窓口

#### この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社  
北海道・東北公法人部 北東北法人営業部  
019-654-1093

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■ この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### ⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払込いただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがいまして、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払込いただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### ⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことです。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することができます。

### ⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■ この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となることがあります。

■ 解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### ⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■ 年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■ 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当があるので、十分にご確認ください。

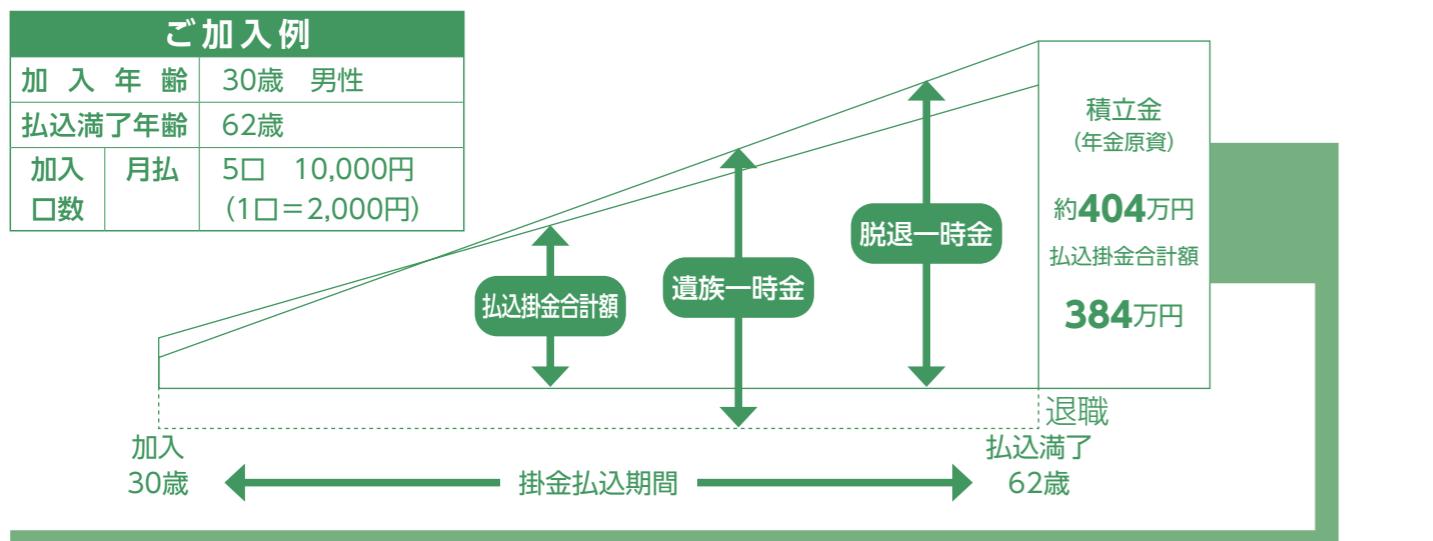


意向確認  
ご加入前の  
ご確認

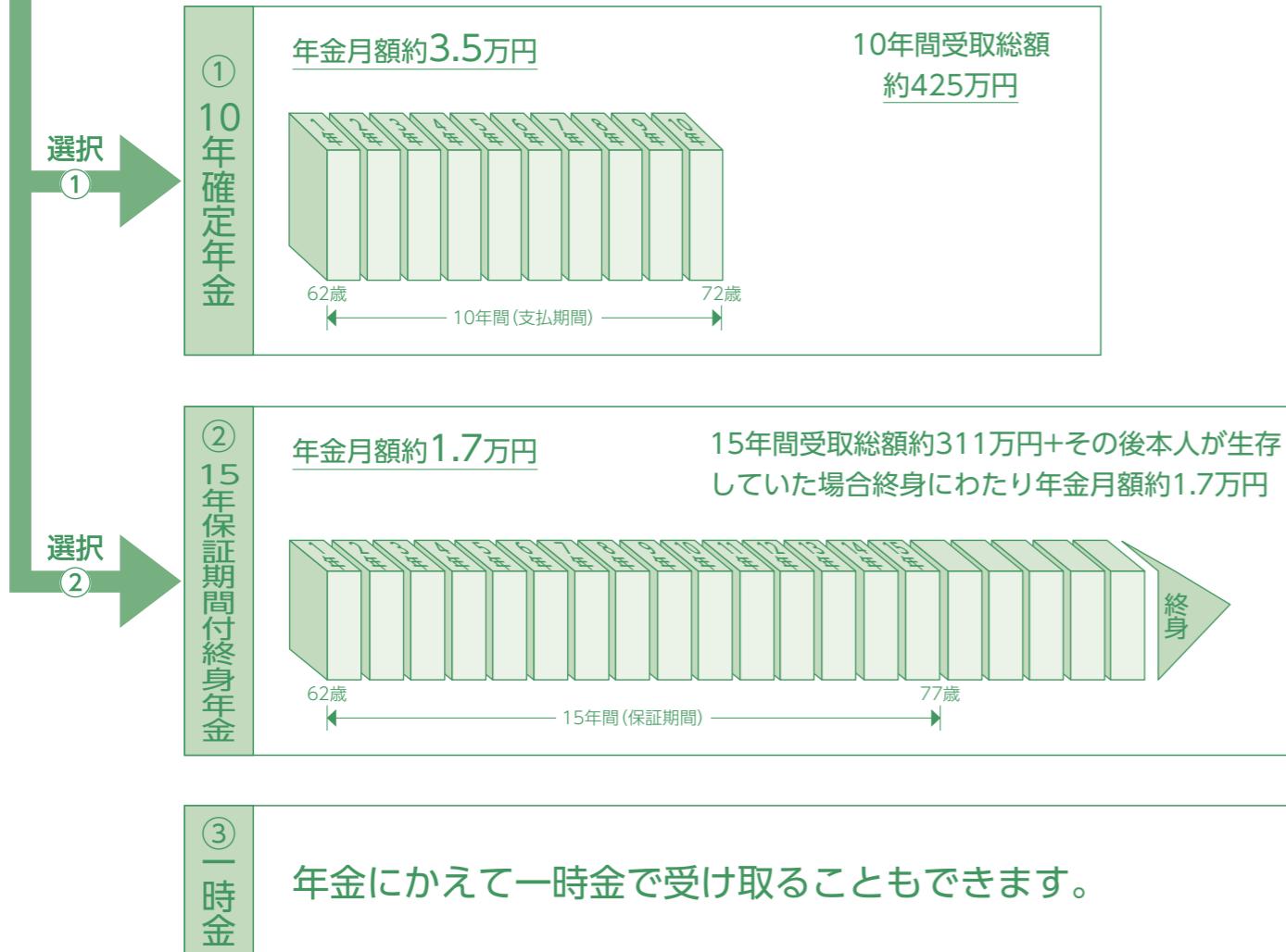
積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

加入対象者 本人

### 仕組図



### 《満了後の受取例》



### 給付額試算表

#### 積立金額 掛金払込期間中

月払掛金1□ 2,000円の場合				
加入期間	払込掛金合計額	積立金額(脱退一時金)	加入期間	払込掛金合計額
1年	24,000円	約 22,270円	14年	336,000円
2年	48,000円	約 44,700円	15年	360,000円
3年	72,000円	約 67,290円	16年	384,000円
4年	96,000円	約 90,040円	17年	408,000円
5年	120,000円	約 112,950円	18年	432,000円
6年	144,000円	約 136,040円	19年	456,000円
7年	168,000円	約 159,290円	20年	480,000円
8年	192,000円	約 182,700円	21年	504,000円
9年	216,000円	約 206,300円	25年	600,000円
10年	240,000円	約 230,080円	30年	720,000円
11年	264,000円	約 254,070円	35年	840,000円
12年	288,000円	約 278,260円	40年	960,000円
13年	312,000円	約 302,650円	45年	1,080,000円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料259万円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事)の予定利率(令和7年6月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

#### 年金受取額 年金受取期間中 (年金原資1,000万円の場合)

10年確定年金			10年保証期間付終身年金(男性61歳開始の場合)		
経過年数	基本年金額	年金受取額累計	経過年数	基本年金額	年金受取額累計
1年	約 1,052,320円	約 1,052,320円	1年	約 534,790円	約 534,790円
2年	約 1,052,320円	約 2,104,640円	2年	約 534,790円	約 1,069,580円
3年	約 1,052,320円	約 3,156,960円	3年	約 534,790円	約 1,604,370円
4年	約 1,052,320円	約 4,209,280円	4年	約 534,790円	約 2,139,160円
5年	約 1,052,320円	約 5,261,600円	5年	約 534,790円	約 2,673,950円
6年	約 1,052,320円	約 6,313,920円	6年	約 534,790円	約 3,208,740円
7年	約 1,052,320円	約 7,366,240円	7年	約 534,790円	約 3,743,530円
8年	約 1,052,320円	約 8,418,560円	8年	約 534,790円	約 4,278,320円
9年	約 1,052,320円	約 9,470,880円	9年	約 534,790円	約 4,813,110円
10年	約 1,052,320円	約 10,523,200円	10年	約 534,790円	約 5,347,900円

10年保証期間付終身年金については10年経過後は被保険者が生存されている場合に限り支給されます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事)の予定利率(令和7年6月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

# 制度のお取扱いについて

加入資格	加入日に満17歳以上59歳未満の学校生協組合員で、申込日現在健康かつ正常に勤務している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛け金払完了期日(満62歳到達日の前日の属する年度末(3月31日))まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛け金払完了期日(満62歳到達日の前日の属する年度末(3月31日))まで2年以上10年未満の方となります。												
加入日 (責任開始日)	令和7年7月29日～令和7年9月12日のPR期間中に申込みを受け付け、令和8年1月1日から加入となります。												
掛け金	<ul style="list-style-type: none"> <li>掛け金は加入者負担です。掛け金は毎月の給与から控除します。(初回は1ヶ月分から。)</li> <li>支払方法           <table> <tr> <td>月</td> <td>支払</td> <td>1口</td> <td>2,000円で1口以上50口まで(掛け金は毎月の給与から控除します。(初回は1ヶ月より))</td> </tr> <tr> <td>一時</td> <td>支払</td> <td>1口</td> <td>10,000円で1口以上2,000口まで</td> </tr> <tr> <td>退職時</td> <td>一時支払</td> <td>1口</td> <td>10,000円で1口以上2,000口まで</td> </tr> </table> <p>*掛け金は1ヶ月当り2% (1ヶ月につき月支払40円、一時支払・退職時一時支払200円) の制度運営費を含んでいます。 *一時支払は月支払への加入が条件となります。</p> </li> </ul>	月	支払	1口	2,000円で1口以上50口まで(掛け金は毎月の給与から控除します。(初回は1ヶ月より))	一時	支払	1口	10,000円で1口以上2,000口まで	退職時	一時支払	1口	10,000円で1口以上2,000口まで
月	支払	1口	2,000円で1口以上50口まで(掛け金は毎月の給与から控除します。(初回は1ヶ月より))										
一時	支払	1口	10,000円で1口以上2,000口まで										
退職時	一時支払	1口	10,000円で1口以上2,000口まで										
加入口数の変更 (増口・一部中止)	年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け1月1日付で取り扱います。 加入者は次の事由がある場合には、お申し出により、加入口数の一部について掛け金の支払を中止することができます。 中止の事由=災害、疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。)住宅の取得、教育(親族の教育を含む。)、結婚(親族の結婚を含む。)、債務の弁済、その他加入者が掛け金の支払に支障がある場合。※中止の場合は支払中止口数分の積立金は、中止時には支払せず積立てておきます。												
在職中の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。</li> <li>脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。)</li> <li>死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。)</li> </ul> <p>遺族一時金=脱退一時金+月支払保険料の1ヶ月分相当額 *遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>												
脱退	任意脱退を希望する方は、脱退の申込みができます。給付金請求書の提出が必要となります。												
掛け金払完了時の コース選択と給付	掛け金払完了時に年金のコースを選択いただけます。ただし年金に代えて一時金の請求をされた場合は、将来の年金のお支払いに代えて一時金でのお支払いをします。												
年金受給開始後の 給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金受取人(掛け金負担者)は被保険者本人です。</li> <li>満51歳未満で加入された方 掛け金払完了期日(満62歳到達日の前日の属する年度末(3月31日))に達した時、または加入10年以上かつ満51歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを『年金受給権の取得』といいます。</li> <li>年金の種類は、掛け金の支払期間が10年以上かつ満51歳以上で脱退されたとき確定年金または保証期間付終身年金の中から1種類選択することができます。61歳未満で脱退されたときは、保証期間付終身年金のみ選択となります。</li> <li>満51歳以上で加入された方 掛け金払完了期日(満62歳到達日の前日の属する年度末(3月31日))に達した時、または当制度から満51歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。</li> <li>年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。但し、初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。</li> <li>年金は年4回(2月、5月、8月、11月)3ヶ月分ずつに分けてお支払いします。</li> <li>確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時支払の積増限度額となります。</li> <li>加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます。この期間中引受け保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中、掛け金の支払・減口の取扱いはいたしません。尚、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。</li> </ul> <p>①確定年金 (10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。 年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。</p> <p>②保証期間付終身年金 保証期間中(10・15年間)はご加入者の死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 *保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 *保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。但し、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。</p>												
配当金	毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の支払に充当し、年金受給権取得後は、年金の増額のための保険料に充当します。												

## 税法上の取扱い

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

### ○保険料(保険料は掛け金より制度運営費を控除した額)

個人年金保険料控除適用になる方の支払保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それ以外の方の支払保険料は一般的な生命保険料控除の対象となります。

### ○年金

加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{支払保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$$

\*雑所得額が25万円以上の場合は10.21%の源泉徴収を行ないます。

\*増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。

### ○脱退一時金(拠出型企業年金保険)

一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = (\text{脱退一時金額} - \text{支払保険料合計額} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} \quad (\text{他に一時所得がない場合})$$

\*所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

### ○遺族一時金

相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合『法定相続人数×500万円』まで非課税となります。

## 老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員ではありません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

[引受け会社] 明治安田生命保険相互会社 北海道・東北法人部 北東北法人営業部

〒020-0021 盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル4階 TEL: 019-654-1093



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社 : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

### －死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

#### [生活資金支援型・積立年金]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

### 加入手続き等に関するお問い合わせ先

秋田県学校生活協同組合

**018-866-3411**

〒010-0918 秋田県秋田市泉南一丁目1番6号

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~16:00まで

明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部北東北法人営業部

**019-654-1093**

〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-1-21 共益商事ビル4階

受付期間 平日 (土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間 9:00~17:00まで